

ライブニッツの法理論と「近代国際法」(四)

——「法」・「国家」・「主権」・「ユース・ゲンティウム」の観念を題材として——

明 石 欽 司

序論

第一章 予備的考察：国際法（史）研究におけるライブニッツの位置付け

はじめに

第一節 「国際法」関連文献及び国際法概説書におけるライブニッツ

第二節 国際法史研究者の視点からのライブニッツ
まとめ

(以上、八十八巻十一号)

第二章 ライブニッツの「法」観念

はじめに

第一節 ライブニッツの法認識を巡る若干の特色

第二節 ライブニッツの法観念の基本的構成
まとめと若干の考察

(以上、八十九巻四号)

第三章 ライブニッツの「国家」観念

はじめに

第一節 「社会」

第二節 国家観念を巡る諸問題

第三節 国家の抽象的人格性
まとめと若干の考察

(以上、八十九巻六号)

第四章 ライブニッツの「主権」理論——Suprematus³観念の

分析を中心として

はじめに

第一節 「統治権」観念の錯綜

第二節 Suprematus³・summa potestas⁴・superioritas territorialis⁵・Souverainete⁶

(一) “Suprematus”

(1) “Suprematus”の定義を巡る問題

- (2) “Suprematus”の具体的諸権利
 - (3) “Suprematus”に基づく「平等権」
 - (11) “summa potestas”
 - (1) ライプニッツの“summa potestas”観念
 - (2) “summa potestas”の可分性
 - (3) “summa potestas”と“Suprematus”の關係
 - (11) “superioritas territorialis”
 - (1) ライプニッツの“superioritas territorialis”観念
 - (2) “superioritas territorialis”の享有主体：「管轄權の主」と「領域の主」
 - (3) “superioritas territorialis”の特質
 - (4) “superioritas territorialis”と“Suprematus”の關係
 - (四) “Souveraineté”
 - (1) ライプニッツの“Souveraineté”観念
 - (2) “Souveraineté”と“Suprematus”の關係
- 第三節 “Suprematus”理論における帝国等族
- (一) 選帝侯及び諸侯
 - (1) “Suprematus”保有者としての選帝侯及び諸侯
 - (2) “Suprematus”保有者としての選帝侯及び諸侯の

権能

- (11) 諸身分間の差異
 - (1) “Suprematus”保有者としての選帝侯及び諸侯と皇帝の差異
 - (2) “Suprematus”保有者としての選帝侯と諸侯の差異
- 第四節 “Suprematus”の特質
- (1) “Suprematus”の可分性
 - (1) “Suprematus”の相対性
 - (11) 統治者に対する制約
- まとめと若干の考察

(以上、本号)

第五章 ライプニッツの「国際法」観念

- はじめに…ライプニッツの欧州社会観とユース・ゲンティウムを巡る諸観念
- 第一節 ライプニッツのユース・ゲンティウム理論
- 第二節 ライプニッツのユース・ゲンティウム理論の内実
- まとめと若干の考察
- 結論
- (以上、八十九卷八号)

第四章 ライプニッツの「主権」理論——“Suprematus”観念の分析を中心として

はじめに

ライプニッツが生きた時代(一七世紀後半から一八世紀初頭)は欧州における「主権」観念生成の歴史の中で(看過されがちではあるもの)注目されるべき時期である。その理由は、次のような事情にある。

一方において、ジャン・ボダンが近代的な主権理論を提示したとされる一六世紀後半(より正確に言うならば、彼の『国家論六篇』(Les six livres de la République : De republica libri sex)⁽²⁹²⁾の仏語初版は一五七六年に、また、ボダン自身の手によるそのラテン語初版は一五八六年に各々公刊されている。)から概ね一世紀の時間が経過し、彼が論じたような主権観念が欧州世界全般に浸透していたとも考えられる。(そして、そのような理解が「ウエストファリア神話」によって強化されたことは言うまでもないであろう。)他方において、ウエストファリア講和会議においてフランス国王の使節が“Souveraineté”⁽²⁹³⁾、という言葉を講和条約中に挿入することを主張したものの、皇帝の使節がそれに反対し、この争点については皇帝側が勝利したという事実、そしてまた、神聖ローマ帝国という複雑な国制を内包する存在が欧州中央部の広範な部分を一九世紀初頭に至るまで占め続けたという事実を鑑みるならば、ライプニッツが生きた時代のドイツ地域において、“Souveraineté”の観念が一般的に受容されていたとすることは躊躇せざるを得ない。⁽²⁹³⁾つまり、ライプニッツが生きた時代は、主権観念を巡る理論とその現実への適用が複雑な関係にあったと考えられる時代と重なるのである。

以上のような時代背景を負いつつ、ライプニッツは「主権」観念に関わり得るような論考も遺しており、特に、『Suprematus 論』には同観念に密接に関連する論述が多く含まれている。そこで本章では、同書を主たる考察対象として、彼の「主権」理論に関わる論述の内容の提示及び考察を試みられる。この試みは当時の「主権」理論

を巡る状況を明らかにすることに役立つであろうし、それはまた、近代国際法理論史の理解にも影響を及ぼすであらう。

尚、本章における「主権」の表記について説明が加えられなければならない。(本章における考察において明らかにするように) ライプニッツの「主権」観念は、ボタンが提示し、一般的に受容されたと考えられる主権観念(『国家論六篇』の仏語版によれば、「主権 (souveraineté) とは「一国の絶対且つ永遠の権能」⁽²⁹⁴⁾であり、また、そのラテン語版によれば、「主権 (maiestas) とは「法により制約されない、市民及び臣民に対する最高の権力」とされる⁽²⁹⁵⁾) とは合致しない。このため、ライプニッツの「主権」理論の評価についての予断を与えることを回避するために、「主権」という表現を極力回避して、「統治権⁽²⁹⁷⁾」という言葉を当面用いると共に、「主権」に類似する用語は原文のまま “Suprematus”・“summa potestas”・“Souveraineté”・“superioritas territorialis” (Superiorité territoriale) (及び “jus superioritatis territorialis”) を使用することとする。(これらの他に、ボタンによる「主権」の定義で用いられている “maiestas” も、ライプニッツの著作中に登場する。しかし、『Suprematus 論⁽²⁹⁸⁾』では、“Majestas” が称号として理解されており、“Suprematus” の実質とは無関係であるとの理解が示されていること、また、『対談』の序文に相当する箇所⁽²⁹⁹⁾で “Majesté” と “Souveraineté” について、両者の相異が明示されていることから、⁽³⁰⁰⁾ “maiestas” については比較・考察の対象外とする(以下略)。

第一節 「統治権」観念の錯綜

ライプニッツは、『Suprematus 論』の第一〇章の冒頭で、次のように述べている。

「“Suprematus” に関して論ずる前に、国家 (Civitas) とは何か、国家 (Respublica) とは何か、自由 (Libertas) と

は何か、“summa Potestas”とは何か、レガリーエン (Regalia) とは何か、“jus Superioritatis territorialis”とは何か、留保分 (Reservata) とは何か、諸国家の連合 (unio plurium Rerumpublicarum) とは何か、にいろいろ言及する⁽³⁰¹⁾。私は駆り立てられる。

この一文に続いて、同章中では、「支配地」(ditio [sic])、「地方」(regio)、「州」(provincia) といった「領域」(territorium) に関わる諸概念の他、「ドイツの法律家達が“Superioritas territorialis”又は“sublime territorii jus”と呼ぶもの」や「昔の法律家達が「対人」支配権 (Imperium) と称した強制権能 (coercendi potestas)」に加工して、「管轄権」(jurisdictio)、「軽度の強制権能」(levis coercendi potestas)、「至高の強制権」(summum cogendi sive coercendi jus) といった統治に関わる諸権能、更には、何らかの統治権者として、「管轄権の主」(Dominus jurisdictionis) や「領域の主」(Dominus territorii) としたものが挙げられている⁽³⁰²⁾。

また、『対談』における登場人物の口からは、“Souveranete”、“Superiorite territoriale”、「領主権」(a Seigneurie) といった言葉が随所で発せられている⁽³⁰³⁾。そして、同書では、例えば、前二者について、登場人物の一人 (Philarete) が“Souveranete”と“Superiorite territoriale”の間には大きな差異がある⁽³⁰⁴⁾ものの、「この差異は十分に説明されてこなかったように私には思える」と指摘しており、これらの觀念の厳密な考究の必要性が示唆されているのである。

ライプニッツにとって、これらの言葉は何れも支配や統治に関わる用語である。しかも、例えば、「我々が“Superioritas territorialis”と称するこの事柄は、また、フランス人が、若干広義にはあるが、“la Souveranete”とも称するものと同じのものであると見られる」という記述から看取されるように、ドイツとフランスにおける、或いはラテン語とフランス語(更には、ドイツ語)における用語が完全に対応していないこと

をライプニッツは認識しているのである。

以下、本章では（本稿の目的に沿って）「主権」に直接的に関わると思われる諸観念を中心としてそれらの用語を紹介・整理することによって、ライプニッツの「主権」理論を明らかにすることとする。

第二節 “Suprematus”・“summa potestas”・“superioritas territorialis”・“Souveraineté”

(一) “Suprematus”

(1) “Suprematus”の定義を巡る問題

ライプニッツは、『*Suprematus* 論』の冒頭に付された「読者へ」(Ad Lectorem)の中で次のように論じている。

「私は“Suprematus”を次の者に付与する。即ち、自領で武力により臣民を支配するのみならず、領域外へと軍隊を率いること、そして武器により、同盟により、使節により、その他のユース・ゲンティウムに属する機能により、欧州の全般的事柄の総体に対して何らかの影響力を及ぼし得る者⁽³⁰⁶⁾にである。」

また、この引用に続く箇所では、“Suprematus”保有者について、「自分自身に又は自らの代理人に (Ministris)、欧州の他の諸勢力との間で、例えば、会議、異教徒に対する遠征、一般的講和条約、同盟、仲介、及び所謂保証において、地位が付与される」ことや、「その者の神聖且つ不可侵の人格は維持される」ことも述べられている⁽³⁰⁷⁾。更に、別の箇所では、“Suprematus”保有者が、「欧州の他の権力者達と、同等の条件で交渉し、同盟(条約)を結び、軍隊を給養し、その他の「欧州の」全般的事柄に対する影響力を自らの権威をもって行使する」⁽³⁰⁸⁾、或いは「軍隊を自らの領域外へと率いること、そして兵力により及び同盟により重大な事柄に通常参与すること

(*armisque & foederibus plurimum ad summam rerum conferre*) ができる者達である」⁽³⁰⁾とされている。

ここで述べられている事柄は、一見したところ、「Suprematus」が付与されるための要件とその付与の法的効果であるものと思われ、前者は、「自領での武力による臣民の支配」と「欧州の全般的事柄の総体に対する何らかの影響力の行使」という事実であり、後者は、「欧州諸勢力との間での地位の保持と人格の不可侵」であるようである。⁽³¹⁾しかし、ライブニッツが⁽³²⁾で行っていることは、「Suprematus」それ自体に関する定義(言わば、「内包による定義」)ではない点には注意を要する。彼は「Suprematus」についての抽象的定義から始めて、演繹的に説明するのではなく、具体的活動内容(事実)を要件として提示し、そのような活動を行っている者に「Suprematus」が認められ、その結果として、「欧州諸勢力との間での地位の保持と人格の不可侵」をその者が享有するという論理構成を採用しているのである。しかし、我々読者は直ちに次のような疑問に逢着する。即ち、ここで挙げられている結果(法的効果)の実質は、要件としての「欧州の全般的事柄に対する影響力の行使」と密接に関係しており、結局のところここに示されている論理は循環論法に陥っているのではないだろうかという疑問である。そして、同様の疑問は、『*Suprematus* 論』第二章における次のような議論においても生ずる。

一方において、ライブニッツは、「Suprematus」の権利を備えた、ヴェネツィアの、オランダの、そして、スイスの「人民の」ような人民は、自由にして何らの制約も受けない (*liber: et nulli astrictus*) ものと評価される⁽³¹⁾としており、ここでは、「Suprematus」の権利を有するという事実によって、「自由にして何らの制約も受けない」人民になるという結果がもたらされるとい論理が展開されている。他方において、彼は、「フランスやイングランド (*Anglica*) のような人民全体も同様に、自らの権利により統治されているのであるから、自らの下に「Suprematus」を有していると評価される⁽³²⁾」としており、この部分では、「自らの権利により統治されている」という事実によって、「Suprematus」を有するという法的効果もたらされるとの論理が示されている。

つまり、ライプニッツにとつては、「Suprematus」を有するということは事実でもあり得るし、法的効果でもあり得ることになるのである。

このような問題に対してライプニッツが用意した解答と思われるものが、『対談』における登場人物の一人 (Eugène) が語る次のような言葉である。

「私は、力 (la puissance) が与えるこの事実上の権力 (ce pouvoir de fait) に関して論じているのではなく、法律 (loix [sic]) と慣習により確立された法的能力 (la faculté de droit) に関して『論じている』」^{e313}

つまり、ライプニッツ自身の認識としては、「Suprematus」を有するということが「力」に基づく「事実上の権力」、即ち、事実の問題のように思われるとしても、その本質は「法律と慣習により確立された法的」事項なのである。果たして、この論理がどれだけ説得力のあるものであるかについては疑問も残るが、ここでは彼の論理展開を更に追うこととしたい。彼が示す「Suprematus」の定義に関わり得る事柄は、『Suprematus 論』の本論においても述べられており、それは次のようなものである。

「“Suprematus”の権利、或いは何者かが言うように専制君主政は、命令し、強制し、或る卓越した支配地を武装した軍隊により保持する “summa potestas” に存することを、私は上で述べた。この権利は恰も他の諸権利の何らかの総体又は言わばレガリーエンの集合体であり、明瞭に除外されたのではない全ての事柄についての完全な権利がこの力を有する者に帰属する」^{e314}

この点でも、先に挙げた一節と同様に、「Suprematus」の権利が「軍隊による支配地の保持」という事実にも依存することが承認されている⁽³⁵⁾。但し、第二文では「Suprematus」の権利の抽象的定義(内包)が示されているとも解され得る。即ち、それは「他の諸権利の何らかの総体、又は言わばレガリーエンの集合体」である。しかも、そこには所謂「ローチュス原則」⁽³⁶⁾を彷彿させるような記述が付加されているのである。

さて、以上のことから、「Suprematus」の定義に関して次の二点を確認することが可能である。第一に、「Suprematus」それ自体は、或る者が置かれている状態という意味において事実であると同時に、そのような事実に基づき付与される地位という意味において法的観念でもあるという点である。そして第二に、「Suprematus」の権利は「Suprematus」の地位に基づく権利であって、それは抽象化された定義を与えられてくるという点である。

(2) “Suprematus”の具体的諸権利

それでは、「Suprematus」の権利とは具体的にはどのようなものであるか。この点に関しては、『Suprematus論』の第一九・二〇章における記述が参考となる。これらの章の内容は、「Suprematus」の具体的権利を論ずる旨が明言された上でのものではなく、飽くまでもドイツ諸侯の権能に関するものであり、また、同書全体の構成という観点からも、第一四章冒頭において「しかし、ドイツ諸侯の権能 (potestas) がより正しく理解されるために、物事が根源から (ab origine) 想起されなければならない」との一文が置かれ、そこから古代以降のドイツ諸侯の成立過程と展開が第一章に至るまでの五章を費やして論じられた後のものであることから、一見すると「Suprematus」の具体的権利には関連しないようにも思われる。しかし、ライプニッツは、第九章において、「諸侯の権能 (potestas) は、「Suprematus」の権利から又は帝国等族の権利から生ずる」とした上で、

「しかし、我々は先ず『Suprematus』の権利から発生するものについて論ずるであらう」として、同章において「内在的なもの」(immanentia)である諸権利について論じ、第二〇章で「領域外に」波及するもの」(transseantia)とされる諸権利について論じている。⁽³¹⁹⁾これにより、第一九・二〇章で論じられている諸権利は、『Suprematus』の具体的諸権利であると解されるのである。

さて、このように『Suprematus』の具体的諸権利は「内在的なもの」と「領域外に」波及するもの」に区分されるが、このことは『Suprematus』保有者の領域を基準とした上での対内的権利と対外的権利の区別を意味している。その上で、ライプニッツは次のような具体的権利を挙げている。

先ず、対内的諸権利は、「人を理由とするか、物を理由とするか」(vel ratione personarum, vel ratione rerum)によって区分されている。そして、「人を理由とする」ものについては、「人を、確かに臣民」であること」を理由として、君主は命令権 (jus imperandi, sive iubendi) を有する」とされ、それは「命じられた事柄を行うよう強制する」権利であって、「現在では管轄権 (jurisdictio) という言葉で呼ばれているもの」であるとされている。⁽³²⁰⁾そして、具体的には「法令制定権」(jus condendi leges ac statuta)、「度量衡制定権及び貨幣鑄造権」(jus constituendi pondera et menstras, cudendae monetae)、「公文書館保有権」(jus habendi Archivij)、「名誉回復権」(jus infamiae abolendae)、「恩恵付与権」(jus aggratandi)、「逮捕権」(jus arrestandi) 等々が挙げられている。⁽³²¹⁾

「物を理由とする」ものについては、更に「無主物についての (in res nullius) ものか、臣民の物についての (in res subditorum) ものか」で区別される。そして、無主物については、取得或いは他者を排除する権利が認められ、その具体的権利として、「公の河川及び道路についての権利」(jus fluminis publici viaeque)、「狩猟権・捕鳥権・漁労権」(jus venationis, aucupij, piscationis) 等が挙げられている。また、臣民の物については、「臣民の保護とらう理由により」(Subditi protectionis causa)「君主又は領主に」付与される権利であるとの考えが示されて

おり、具体的権利として、「特別救援権」(jus extraordinarium subventionum)、「課税権又は徴税権」(jus indicendi tribute, sive collectandi)、「特定の物(例えば、肉、ワイン等)に対する課税権等が挙げられている」。

このように、「Suprematus」保有者に認められる対内的諸権利は、立法、執行、司法、課税といった広範囲に及ぶものなのである。それでは、第二〇章で論じられている「領域外に」波及するもの」とされる諸権利は如何なるものなのであるか。同章では冒頭から次のような記述がなされている。

「他者に波及し、そして領域外に達する諸侯の諸権利は、「次の通りである。即ち、「戦争と平和の権利、同盟の権利、軍隊を保有する権利、堡壘を建造する「権利」、兵器庫を準備する(armamentarii adornandi)「権利」、帝国の構成員ではない者を抑止する権利(jus repressarium)、外国人の権利を援用する者に対する、即ち、自らに帰する外国の相続[財産]を獲得する者に対する報復の権利(jus retorsionis in eos, qui Albinagii jure utuntur, id est in eos, qui extraneis successiones apud se obvenientes auferunt)」、それら「の租税」により帝国の他の構成員が圧迫されないような、そして外国の利益が制約されないような方法で、通行に対する租税を決定する権利、他者の領域を攻撃するための無害な通行の権利(jus innoxii transitus)」、それによりキリスト教徒の公共の事柄が(Res Christianorum publica)協議される一般的な条約及び会議に介入する権利、仲介を申出ること、仲裁を引受けること、保証を約束することの権利(jus mediationis offerendae, arbitrii suscipiendi, garantiae promittendae)、外国の者であっても制圧された者を救助する権利。次いで、威厳(dignitas)それ自体とキリスト教諸侯の間で定められている土地、卓越した家門の権利、そして人格の不可侵(personae inviolabilitas)。しかし、それらの全て「の権利」が僅かにより近く使節権(そのことを原因として、我々の側でこの考察が試みられた。)に關係するのであるから(quotiam omnia ista paulo propius pertinent ad jus Legationis, cujus causa haec a nobis suscepta tractatio est)」、それ故に、暫く後により明確に、或る時には戦争・平和・同盟の権利及びこれに關係付けられる事柄を、別の時には使節自身の指導者の地位の及び家門の

(*ipsius Principatus familiaeque*)、更には人格の尊厳を、我々は説明するであろう⁽³²⁴⁾」

以上に列挙された諸権利の中でライプニッツが最重要視するものが、「ドイツ諸侯に相応しい戦争の権利、平和の「権利」及び同盟の「権利」⁽³²⁵⁾」であり、特に、「戦争の権利と同盟の「権利」は結び付いている」とされている⁽³²⁶⁾。そして、これらの権利を中核とすることによって、重要な觀念が提示されることになる。それは、「平等権」である。

(c) “Suprematus”に基づく「平等権」

『Suprematus 論』第三章の冒頭において、ライプニッツは次のように論じている。

「戦争、平和及び同盟の権利を有する何れの者も、軍隊を給養し、重大な事柄に (*magnis rebus*) 介入し得るのであり、約言するならば、“Suprematus”を有する者には、より一層礼節を弁えた「即ち、「文明化」した」欧州の他の権力者達との同朋の権利 (*Jus Fraternalitatis cum caeteris Europae moratoris Potestabus*) が相応しい。その権利には、特に、一方が他方に対して、(力の長い懸隔があるとしても) 恰も平等者を (*aequalem*)、そして仲間を (*socium*) 育むこと、一方が他方の尊厳を考慮すること、そしてその首長が確かに教会の全般的擁護者である皇帝である、かの共通のキリスト教共同体における同一の宮廷の同等者 (*parēs ejusdem Curiae*) とみなされることが含まれる⁽³²⁷⁾」

また、これに続く部分では、「ドイツ諸侯が、諸国王の間での戦争において調停者 (*Mediatores*)、或いは所謂平和の仲介者 (*Pacis Conciliatores*) でさえも有り得ることも今や確かである⁽³²⁸⁾」とされている。これらの記述におけるライプニッツの主張は明白である。即ち、“Suprematus”保有者は欧州(それはキリスト教共同体

(Christianitatis Respublica) でもある。) において「同朋の権利⁽³²⁹⁾」を有し、「力の長い懸隔があるとしても」(longo licet potentiae intervallo) 即ち、「国力」に大きな差があるとしても、⁽³³⁰⁾ 法的に平等であるといふのである。(同様の思考は、「Suprematus」を享受する全ての者の間で、自然が恰も或る種の社会を (quandam [sic] velut Societatem) としてある程度の平等を (quodammodo aequalitatem) を確立した⁽³³¹⁾) との表現からも理解される。)

更に、これらの論述に関して、我々は次の点にも留意すべきであろう。即ち、ライプニッツが「Suprematus」・「保有者の平等」を導出する過程において、Suprematus の最高性や絶対性から平等性を演繹するという論理を採用していないという点である。これは、近代国際法における「国家平等原則」が主権の最高性や絶対性(それらはボタンやホップズの主権理論に通ずる。)からの論理的帰結であることに比較するならば、ライプニッツの「Suprematus」理論の大きな特色であると言えるのである。

(二) “summa potestas”

(1) ライプニッツの “summa potestas” 観念

ライプニッツの “summa potestas” 観念を考察する際に我々が直面する困難は、(本稿第二章の考察における「法」[Jus] の場合と同様に) その積極的定義が与えられていないということである。そのため、以下では、彼による “summa potestas” への言及箇所を検討することによって、彼の “summa potestas” 観念を或る程度明らかにすることとした。

先ず、(次章第一節(三)(1)でも紹介されるように)『テンツェリウス宛書簡』において、「ユース・ゲンティウム上の人格を有する者、即ち、 “summa potestas” に基づいて参与する者 (qui partem capiunt de summa potestate)⁽³³²⁾」という表現が使用されていること、また、(次章第二節(一)(1)でも触れられるように)『類纂助言』

において、「諸々のユース・ゲンティウム・ウォルンターリウムが、*summa potestas*」の参与者である者達の、或いはそれ「即ち、*summa potestas*」に由来する権威を有する者達の慣行及び見解により最大限に支持される」と論じられていること、更に、「法原理考察」において、「第二のユース・ゲンティウム」(*Ius Gentium secundarium*) が実定法であることが述べられた上で、それが「諸々の *summa potestas*」を拘束する旨の主張がなされている(またその文脈中で「複数の *summa potestas*」が、そして、それだけの数の自由なる人格 (*personae liberae*) が」という表現が使用されている)³³⁴。ことに我々は着目すべきであろう。これらの記述から、*summa potestas*」保有者は、ユース・ゲンティウムの規律の対象であると共に、ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウムの創出主体(或いは、少なくとも、慣行の支持者)でもあり得ることが理解される。(尚、ライブニッツの「ユース・ゲンティウム」及び「ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウム」の観念については、次章第一節で考察がなされる。)

また、ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウムに関連して、『類纂』の「序文」において、「国家外で又は *summa potestas*」の参与者である(それらの者は同一の国家内であつてもときには複数存在する)国家間では、諸人民の黙示的同意により受容されたユース・ゲンティウム・ウォルンターリウムの場が存在する³³⁵」と論じられていることも重要である。³³⁶」では「*summa potestas*」の参与者が「国家」(*Republica*)と³³⁷われている点、それに加えて、『プーフエンドルフ批判』において「その者の同等者に対して、*summa potestas*」を有する一つの公的人格は国家 (*civitas*) である³³⁶」とも述べられていることをも勘案するならば、*summa potestas*」を有する者が国家 (*Republica civitas*) と等置され、そのような国家が単一の存在として(「一つの公的人格」として)ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウムの適用対象とされていることになるのである。³³⁷

ところで、³³⁸」で確認された「*summa potestas*」を有する者が国家と等置される³³⁸」ことについては、別の側

面が存在する。即ち、『模範』において「*summa potestas*」の人格は自らの中で諸々の臣民の (*subditorum*) 公的人格、或いは何者が言うところの、倫理的「人格」を結合する⁽³³⁸⁾とされていることと併せて考えるならば、臣民の公的人格を統合したものとして「*summa potestas*」の人格が措定されていることになるのである。つまり、「国内的に」臣民の公的人格の統合であり、「対外的に」一個の公的人格としてその統合体を代表するものが「*summa potestas*」の人格であると言えよう。

次に、「*summa potestas*」の「対内的」側面についても検討することとしたい。先ず、前に挙げられた『法原理考察』からの引用箇所において「諸々の「*summa potestas*」⁽³³⁹⁾という言葉には「他の民族の立法者としての権力を自らの中に承認しない」(*quae aliarum gentium potestatem legislativam in se non agnoscunt*)との修飾節が付せられていることから、「*summa potestas*」は他民族の(国内)法には服しないこととなる。また、『類纂』の「序文」においては、「国家内 (*in Republica*) では国家法 (*jus civile*) が「*summa potestas*」を有する者から力を受け取る」となっており、国内立法権が「*summa potestas*」保有者に存しているとの認識が示されている。以上のことから、(少なくとも立法権については)「*summa potestas*」が他に服することのない対内的に最高の権力であるものとライプニッツが構想していることが理解されるのである。但し、この対内的最高性に関して付言すべきことがある。それは、「*summa potestas*」の可分性である。

(2) 「*summa potestas*」の可分性

先ほどの『類纂』の「序文」からの引用文中では、「*summa potestas*」の参与者である国家」という句に「それらの者は同一の国家内であつてもときには複数存在する」という修飾節が付せられている。このことから、一国内での複数の参与者による「*summa potestas*」の分有があり得ることが承認されていることとなる。そして、

この「*summa potestas*」の「可分性」については、『*Suprematus 論*』において次のように詳細な議論が展開されているのである。

ライプニッツの、「*summa potestas*」の「可分性」という主張は、ホッブズが展開した主権論（より正確には、「*summa potestas*」論）に対する反駁というかたちで登場している。先ず、ライプニッツは、「仮に、我々がホッブズに耳を傾けるならば、我々のものでは、純粋な混沌（*Anarchie herae*）以外の何ものも存在しないであろう」とした上で、ホッブズの理論の骨子を「国家（*Respublica*）又はそれを代表する人格が欲する事柄が各人が欲している事柄であると理解されるよう、各人は自らの意思を国家（*Respublica*）へ、即ち、君主政若しくは最良の者達の又は人民の集会へ（*vel in Monarcham, vel aliquod optinatum aut populi concilium*）」或いは自然人又は公的人格へ（*in personam naturalem aut civilem*）移譲しなければならず、「他の全ての者を代表する国家（*Respublica*）のこの公的人格は単一のもの以外の何ものでもあり得ず、「*summa potestas*」に属する諸権利（*Jura summae potestatis*）が複数の人格又は複数の社団（*collegia*）の間で誤って分割され得ることもない」のであり、それは、例えば、「或る者に法律制定権（*Jus legum ferendarum*）が存し、他の者に課税権（*Jus indicendorum tributorum*）が存するならば、「それらの者の中に」頑強なる不一致が存在する場合に国家は解体されること」に「なるのであるから」と纏めている。^(註)ライプニッツは、ホッブズのこのような見解を「謬論」（*paralogismus*）であるとし、そのような謬論が発生する原因が、「不都合（*incommodum*）を生じさせ得る事柄は如何なる状態によってもたらされるべきではない（そのことは人間の事柄の本性からかけ離れている。）と彼が判断していることの中にある」ことを指摘した上で、次のように反論する。

「*summa potestas*」が分割された場合に、多くの不和が、それどころか、仮に各人が「自己の」見解に固執するな

らば、戦争すらも、発生し得ることを、私は否定しない。しかしながら、経験に合致することは、人間は、強情 (pertinacia) により物事の最重要事を (summam rerum) 難局に至らせないように、大抵何らかの中道を (medias quasdam vias) 採るといふことである。全ての者にとっての顕著な事例としては、ポーランド及びオランダ (Respublicae Polonica & Belgica) があり得る」³¹²

そして、「何らかの中道」の例として、ポーランドでは一地域の代表が議会 (Comitia) を解散させ得、またオランダでは和戦・同盟等の重要問題について各州代表の全会一致が必要とされる制度ではあるが、実際には「賢明さと節制により」(prudentia et moderatiōne) 柔軟に運営されている旨が説かれる。また、ドイツの帝国議会についても、全てが多数決で決せられるのではなく、事項によっては全会一致が必要とされると述べられている。そして、それらは何れも、ホップズの見解に従うならば、「純粹な混沌」の発生が予想されるような制度であるが、実際にはそうはなっていないとの主張が展開されている。更に、ライプニッツは、ドイツについて「怪物の如き」(monstrōsa [sic]) と表現する者がいるが、そうであるとするならば、同様の事柄がポーランド・オランダに加えてイングランド・スペイン、そしてフランスにさえも妥当とする。更にまた、トルコのスルタンであっても臣民に対して恣意的統治を行うことがないようなシステムが存在していることが説明されている。その上でライプニッツは、「諸々のホップズの帝国 (Imperia Hobbiāna) はより一層礼節を弁えた」[即ち、「文明化」した] 諸国民のもとで (apud moratōres gentes) も野蛮人のもとでも存在しないと私は判断する」とし、更に、「至高の物事が帰属する者が天使の徳に基づく (angelicus virtutibus) 勢威をふるうのでなければ、それが可能でも望ましいとも思わない」として、次のように結論付ける。

「したがって、ホッブズが示す事は、全て「の事柄」について信頼され得る唯一の存在である神が国王であるような国家 (ea Respublica ...: cuius Rex Deus est) において存在するのである」⁽³³⁾

つまり、ライプニッツは、ホッブズが説くような「不可分の主権」が人間界において実質的に不可能であると判断しているのである。尚、*“summa potestas”* の分割の内実について指摘されるべき事柄が存在する。それは、ライプニッツが、*“summa potestas”* を分割可能であるとし、また事例としては、(ホッブズの議論を引用するかたちで) 法律制定権と課税権を挙げている点に関わる次のような事柄である。即ち、このような *“summa potestas”* の分割が統治権の中の同一内容の権能を複数者で分有するという形式であることも論理的には排除されていないため、ライプニッツが近代的な国家権力の分割論(典型的には「三権分立論」)を認識していたとは断言できないのである。

(c) *“summa potestas”* と *“Suprematus”* の関係

それでは、*“summa potestas”* に関する議論の最後に、*“summa potestas”* と *“Suprematus”* の関係について考察することとした。

“summa potestas” とユース・ゲンティウムとの関係や *“summa potestas”* が「対外的に」一個の公的人格として当該統合体を代表すること、ユース・ゲンティウムの規律対象となる *“summa potestas”* 保有者が国家と等置されること、更には、武力による臣民の支配を重視することなどを勘案するならば、*“summa potestas”* と *“Suprematus”* の間には殆ど差異が存在しないようにも思われる。しかし、次のような理由により、両者は同一の観念ではないと判断されるのである。

既に(本節(一)(1)において)確認されているように、ライブニッツは「*Suprematus*」の権利、或いは何者が言うように専制君主政は、命令し、強制し、或る卓越した支配地を武装した軍隊により保持する「*summa potestas*」に存する⁽³⁴⁾としてゐる。この一文の意味は、「*summa potestas*」を基盤として「*Suprematus*」が成立する」としてよいであろう。また、(これも既に確認された通り)「*Suprematus*」保有のためには「欧州の全般的事柄に対する影響力の行使」が必要であると示されている。つまり、「*summa potestas*」の保有は「*Suprematus*」保有のための必要条件ではあるが、十分条件ではないのである。

(三) “*superioritas territorialis*”

(1) ライブニッツの “*superioritas territorialis*” 観念

ライブニッツの統治権を巡る理論の中で、「*Suprematus*」(ヤコブ「*Souveraineté*」及び「*summa potestas*」)と並んで重要な観念であると解されるものが、「*superioritas territorialis*」である⁽³⁴⁾。この観念と「*Suprematus*」が密接に関係する(しかし、両者は別個の観念とされるべきである)ことを示しているのが『*Suprematus* 論』の「読者へ」における次の記述である。

「しかし実際に、サンマリノ共和国や想像上のイヴト(Yvetot)王国の「領域」がそうであるように(qual est *Reipublicae Sammarinanae aut Regni imaginarii Ivetotiani*)、領域は僅少であり得るのであるから、ここから更に(外国人が「*Souveraineté*」と呼ぶものに対応すべき言葉として)「*Suprematus*」と私が呼ぶものから「*superioritas territorialis*」を私は区別する⁽³⁴⁶⁾。」

それでは、“superioritas territorialis”とは何なるものとしてライプニッツにより観念されているのであろうか。この点に関して、最も詳細な議論が展開されているのが、『*Suprematus 論*』第一〇章である。そこでは、ライプニッツは、「共同の領域」(territorium commune)について、それが国家(civitas)や支配地(ditio [sic])といった空間的な広がり指すだけでなく、「諸々の権利の集積(jurium aggregatum)を意味する」とし、その理由が「相続財産と世襲家産(haereditas et patrimonium)が或る家門や住居における物及び権利の総体(perum jurumque in familia aliqua sive domicilio universitas)を含むように、領域は土地の居住された部分において帰属し得る諸々の権利の総体(universitas jurum)を意味するからである」とした上で、「このことから、ドイツの法律家達が“superioritas territorialis”又は“sublime territorii jus”と呼ぶものが発生する」としている⁽³⁷⁾。つまり、“superioritas territorialis”(それは“sublime territorii jus”でもある)とは、領域に由来する諸々の権利の総体であると考えられているのである。

(2) “superioritas territorialis”の享有主体：「管轄権の主」と「領域の主」

ライプニッツは更に、“superioritas territorialis”又は“sublime territorii jus”には、「管轄権(jurisdictio)及び軽度の強制権能(levis coercendi potestas)の他に、武力の権利(jus manus militaris)や、えもが含まれる」とす⁽³⁸⁾。そして彼は、「管轄権の主(Dominus jurisdictionis)と領域の主(Dominus territorii)は相異なるものである」とこの前提を設定した上で、各々の説明に進む。

先ず、「管轄権を、訴訟を決定することに関する権能、或いは判決を下し、命令、不服従の私人を強制する権利と私は呼ぶ⁽³⁹⁾」とされる。そして、「反抗的な者達に対して、必要であれば(ubi opus)、力を利用することが許容される場合に、強制権能(それを昔の法律家達は支配権(Imperium)と呼んだ)が存在すると私は言う」とされる。

「それに対して、武力の権利は、単純な強制権能よりもはるかに高位にある何ものかである⁽³⁵⁾」り、「支配地全体を責務に留める (in officio continentam) ために十分である武力を集めるといふこの権利を有することが権能の中にある場合に、武力の権利と私は呼ぶ⁽³⁶⁾」とされるのである。

したがって、「管轄権」と「(軽度の) 強制権能」の上位に「武力の権利」が位置付けられていることになる。そして、これらの位置付けには、実際の職務に当たる者の存在が対応しているものと判断される。なぜならば、前二者については、「正義の代理人」(Justitiae Minister) (即ち、司法官) が行使する権能として記述され、「何れかの村や城塞の主 (Vici vel Burgi Dominus) は、全ての管轄権を有し得るし、極刑をもって罰し得るし、先導吏 (Victor) を通じて、そして、必要な場合には、集められた市民又は農民を通じて、命令不服従の若干の私人を秩序へと戻し得る」とされるが、その者は「兵隊を徴募すること、大きな弩を引くこと (tormenta maiora ducere)」「即ち、大規模な武力の行使」、その他それによりその土地全体を命令へと強制するよう訴えることをなし得ない」のに対して、「僅かな反抗的な者に対してではなく、或る共同体 (communitas) 全体に対して準備された力が存在する場合には、領域の主を助けを求めらるであろう」とされるからである⁽³⁷⁾。即ち、「管轄権」と「(軽度の) 強制権能」は「正義の代理人」や「村や城塞の主」が有し得るのに対して、「武力の権利」は「領域の主」のみが有するのである。

そして、「管轄権の主」と「領域の主」を区別するという前提を設定したこの意味がここにおいて明らかになる。即ち、ライプニッツは「これらの事柄を正確に考察する者は、superioritas territorialis³⁸⁾ が至高の強制権 (summum cogendi sive coercendi ius) の中に存すると見るであろう」とし、この「至高の強制権」を有する者である「領域の主」こそが、superioritas territorialis³⁹⁾ を有するとの見解を示すのである⁽³⁸⁾。

但し、ライプニッツは、superioritas territorialis³⁹⁾ に必要とされる「至高の強制権」に関して或る種の留保を

付している。即ち、彼は「この権利は兵士がなくとも保有され得ることは留意されなければならない」とし、更に、次のように論じているのである。

「その者が」服従されるべきであるとの臣民達の共通の見解が存在する限り、人々の見解（即ち、恭順 (obsequium)、崇拜 (cultus)、權威 (auctoritas) [sic]）のみによって、力それ自体によるのと同じだけ、そしてしばしばそれ以上に、「この権利の保有は」可能なのである。そのようなときには、確かに、僅かな煽動者による騒動に対抗し得るだけの少数の手勢を (manum) 手許に置くことで十分である。その間、必要な場合には、大きな力を利用する権能が承認された状態であれば (confessam esse potestatem) 十分である。⁽³⁵⁴⁾

ライプニッツが「至高の強制権」としての「武力の権利」を重視していることには疑念の余地はない。（これは、*Suprematus* に関する議論でも同様である。）しかし、ここでは、被治者の側の認識によっては、現実に大規模な武力を保有する必要がない場合があることが示されているのである。

さて、以上のように、*superioritas territorialis* の帰属主体に関する一般論が開示された後に、具体的な主体が挙げられている。即ち、「この権利は帝国の諸侯にのみならず、諸伯に (comitibus) も帰属」し、「自由都市に關しては (de Urbibus liberis)、かつて長い間疑義が存在したが、最近、特にミューンスター講和により (Pace imprimis Monasteriensi)、問題は決着したものと見られる」と⁽³⁵⁵⁾とされているのである。⁽³⁵⁶⁾

(3) “*superioritas territorialis*” の特質

ライプニッツによれば、「*superioritas territorialis*」が臣民を強制する至高の権利に存する」ということが理解されることにより、次のことが明らかとなるという。即ち、「*superioritas territorialis*」の中に「明示的に除外

されてはいない、或いは他者に留保されている物以外の他の全ての物を支配する完全な裁量」が存在し、そのことから「領域権 (territoriale jus) は或る種の諸権利の総体に存すること (in quadam Jurium Universitate consistere)」、更に、「明示的合意により及び頻繁に誓約により、或いは地方の慣習により (Provinciae consuetudine) 多くのレガリーエン (Regalia) が ["superioritas territorialis" から] 除外されていること、そしてそれにも拘らず、"superioritas territorialis" はそのまま維持されること」である。これらのことからの帰結として、「我々の領域において、他者が狩猟権 (jus venationis)、採掘権 (jus fodinarum)、[市場] 開設権 (jus aperturae)、召集権 (jus conduendi)、徴税権 (jus vectigalium)、更には、その他の管轄権或いは犯罪者に死刑を科す権利と被告人を処刑する権利を有するというようなことがあり得ることになる」上に、「所謂最終審の権利 (jus supremae instantiae)」も他者に認められることになり、逆に、「領域の主が、貨幣鑄造権 (jus signandae monetae)、裁量により租税を課す権利 (jus incidendi tribute pro arbitrio)、⁽³⁷⁾ 堡塁築造権 (jus struendi munimenta)、その他の多く「の権利」を有し得な」ということが発生するというのである。

つまり、"superioritas territorialis" は (その享有主体が「領域の主」と呼ばれる場合であっても) 近代国際法上の観念としての「領域主権」のような排他的な権利を意味しない。それは、レガリーエンという帝国国制上の諸権利によって蚕食され得る、しかしそれでもその部分を除いた諸権利は「領域の主」の手にあることが認められる、という権力の総体であると言えよう。それでも、我々が留意すべきことは、「明示的に除外されていない、或いは他者に留保されている物以外の他の全ての物を支配する完全な裁量」が "superioritas territorialis" には含まれているとされている点である。即ち、"superioritas territorialis" (及び「領域権」) は、個別的権利の集合体ではなく、権利の総体として理解されており、個別的権利の列挙により帰納的に導出される観念ではなく、個別的権利を必要に応じて演繹し得る観念とされているのである。

(4) “superioritas territorialis” と “Suprematus” の関係

それでは、以上で検討されてきた “Suprematus” と “superioritas territorialis” の関係は如何なるものなのだろうか。それらは同一のものなのであるか。また、そうでないとするならば、両者の相異は奈辺に存在するのであるか。この点を考察するに際して参考となるものが、『Suprematus 論』第二章中の次のような記述である。

「ドイツの諸々の自由都市は (liberae Germaniae civitates) 守備隊を受容れることを強制されないし、實力により容易に占領され得ることもないが、我々はそれらに “Suprematus” を認めないし、それら「の自由都市」は自らのそれ「即ち、 “Suprematus”」を自らに「与えるよう」要求しない。なぜ、そうなのであるか。皇帝及び帝国に束縛されているからでは確かにない。選帝侯により “Suprematus” が讓許され得ないからでもないであろう。それら「諸都市」の支配者達 (Rectores) が優れた血統の出身 (ex illustri stirpe) ではないからであろうか。否、そうではない。…「中略」…それでは、結局、なぜなのであるか。それら「諸都市」自体において（個々について、と私は言う。）至高の事柄に対する諸々の影響力 (momenti ad summam rerum) が十分に存在しないと見られること以外に、私は理由を見出さない。つまり、軍勢 (copiae) を給養しないが、自らの中で防護されており、實力に対して亀甲のように守られている、つまり「それら諸都市は」 “superioritas territorialis” を有するが、 “Suprematus” を有しないのである。⁽³⁵⁸⁾」

このことから明らかとなることは、“Suprematus” と “superioritas territorialis” の相異は「至高の事柄に対する影響力」の有無という事実にあるということである。（これは、勿論、本章第二節（一）で確認された「欧州の全般的事柄の総体に対して何らかの影響力を及ぼし得る者」に “Suprematus” が与えられるとすることに合致する。）そして、“Suprematus” の有無の基準として対外的問題への影響力の保持という事実を重視するという点は、

『*Suprematus* 論』の中で繰り返し登場する⁽³⁵⁹⁾。更に、次の事柄も確認されなければならない。即ち、ここで重視されている「事実」とは、帝国や皇帝との紐帯や血統による正統性⁽³⁶⁰⁾のような当該主体自身のみにより変更不可能な事柄ではなく、飽くまでも、当該主体の実力により変更可能な事柄なのである。

(四) “Souveraineté”

(1) ライプニッツの“Souveraineté”観念

ライプニッツは『対談』において“Souveraineté”を次のように定義している。

「“Souveraineté”とは、困難を伴うことなく彼自身の事柄 (*les siens*) を強制し得ることについての、そして、(人が彼に対して有し得る何らかの義務と人が彼になさねばならない何らかの服従又は忠誠を) 他者により強制され得ないことについての、承認された権利である」⁽³⁶¹⁾。

つまり、自らの臣民に対する強制権であって、その者のみに認められた支配者の権利が“Souveraineté”であると言えよう。同様の定義は、「従順を臣民に強制する正統且つ通常の権力 (*un pouvoir légitime [sic] et ordinaire*)」、或いは「民事の執行に関する至高且つ通常の権利」(*le droit supreme [sic] et ordinaire d'exécution [sic] civil*) という表現でも示されており、臣民に対する対内的支配権として“Souveraineté”が理解されている。

但し、当然のことながら、“Souveraineté”は対外的な側面をも有する。即ち、「“Souveraineté”の戦争の権利に対して侵害を与え得るものは戦争の権利だけであることが明らかとなる」⁽³⁶²⁾とされ、或いは、講和・戦争・同盟の権利が“Souveraineté”の問題とされている⁽³⁶³⁾ことから、まさに和戦の権利を中核とした対外的な諸権能が

“Souveraineté”に含まれていることが理解されるのである。(尚、本稿「序論」において触れられているように、⁽³⁶⁵⁾「対談」の基となった『*Suprematus* 論』⁽³⁶⁶⁾におけるライプニッツの実践的課題がナイメーヘン講和会議におけるハノーファー公の使節の処遇改善問題であったことから、『対談』における“Souveraineté”観念に関する議論においても使節権が重視されていることは明らかである)⁽³⁶⁷⁾

(2) “Souveraineté”と“Suprematus”の関係

それでは、以上で検討がなされてきた“Suprematus”と“Souveraineté”の相異はどのようなものなのであるうか。この点についてのライプニッツの論述は、次のように、やや不明瞭な部分を含んでいる。

一方において、ライプニッツは“Suprematus”と“Souveraineté”が同一のものであるかのような表現をすることがある。例えば、『*Suprematus* 論』第一三章冒頭においては、「われらのことから、何が“Suprematus”⁽³⁶⁸⁾「即ち」“Souveraineté”であるべきか (quid sit Suprematus, la Souveraineté) が十分に理解されると私は判断する」となれており、“Suprematus”が“Souveraineté”⁽³⁶⁹⁾と⁽³⁶⁹⁾言い換えられていることが理解される。また、“Suprematus”が「俗に言ふソウヴランス」(quem vulgo vocant) “Souveraineté”⁽³⁶⁹⁾と⁽³⁶⁹⁾されている箇所もある。更に別の箇所において、同様の理解が次のように示されている。即ち、“Souverains”と呼ばれる者についてフランス人が論ずる際に、「自由都市について (de urbibus liberis) や富裕な商人でさえもが自ら容易に購入し得るような僅少な領域の主 (exiguorum territoriorum Dominus) について」は議論の対象とされず、「戦争を開始すること、戦争を継続すること、言わば「自らの」力により持ちこたえること (vi stare)、同盟を結ぶこと (foedera pangere)」⁽³⁶⁹⁾更に、「より劣位のそしてより下位の地位に属する人間達には容易に帰属することはない事柄 (但し、教会諸侯の選挙を除く)」⁽³⁶⁹⁾に対して、権威をもって介入することが出来る重要な権力者達について (de majoribus

illis potestatus)」論じられると云われており、⁽³⁷⁰⁾「ソウヴァーレン」と呼ばれる者」の實質は“Suprematus”、“保有者であると解されるのである。

他方において、ライプニッツは、同じく『Suprematus 論』中で、次のように述べることによつて、“Suprematus”と“Souveraineté”を区別しているようにも思われる。

「ソウヴァーレン、今日では諸々の小さな領域「又は領邦 (territoria)」が“Souverainetés”と称されがちである。しかしながら、より一層共通する意味によれば、この言葉はより狭く制約されており、大きな領域を有し、軍隊を進発させ得る者達が“Souverains”又は“Potentats”と呼ばれている。そして、これこそが私が“Suprematus”と呼ぶ事柄である。」⁽³⁷¹⁾

同書では更に、「時にはフランスの法律家達はその言葉「即ち、“Souveraineté”により“la Souveraineté de Bidache”や類種の僅少な領域をも認識することを確かに私は知っている」ものの、「公的な事務に關しては (de publicis negotiis)、諸々の“Souverains”は、大きな領域を保有する者達を別称で“Potentats”と呼ぶことを常としてゐる」とも述べられている。また、『類纂』の「序文」においても、“Suprematus”が「国家 (Respublica) 内で、「その者より」上位の者を (superiorem) 排除しない」とされつつも、「しかしながら、武力及び同盟を通じて、權威をもつて諸国民の事柄に介入し得るような十分な自由と力を有する者は、“Potentatus”の中に数えられ、“Suprematus”を有すると信じられる」と⁽³⁷²⁾されている。これらの記述においては、“Suprematus”と“Souveraineté”を区別するという理解が示されているのである。

以上の引用部分を矛盾なく理解しようとするならば、次のようになるであろう。即ち、ライプニッツは広義と狭義の“Souveraineté”が存在するという状況を認識しており、彼にとつての(本来の、そして「より一層共通す

る意味」における)“Souveraineté”とは、“Potentat”によるのみ担われる資格であり、それこそが“Suprematus”なのである。換言するならば、(前述の“summa potestas”と“Suprematus”の関係と同様に)“Souveraineté”の保有は、“Suprematus”の保有(即ち、“Potentat”であること)の必要条件ではあるが、十分条件ではないのである。

それでは、“Suprematus”観念の特質は如何なるものと言えるのであろうか。この点については次々節で考察することとし、その前にライプニッツにとって(そして、当時のドイツの国制や法を論じた理論家達にとって)の重要問題であった帝国等族の法的地位について、彼らの“Suprematus”理論における位置付けという観点から、検討しておきたい。

第三節 “Suprematus”理論における帝国等族

(一) 選帝侯及び諸侯

(1) “Suprematus”保有者としての選帝侯及び諸侯

本章第二節(一)において確認されたように、『Suprematus 論』において、ライプニッツは「自領での武力による臣民の支配」と「欧州の全般的事柄に対する影響力の行使」を行っている者に“Suprematus”を付与するとしていた。このことを前提として、彼が繰り返し主張する事柄がある。それは、帝国等族、特に、選帝侯と諸侯が“Suprematus”保有者であるということである。このことは「読者へ」において「諸々の国王に劣ることなく我々の選帝侯及び諸侯に相応しい全ての事柄が、私により指し示されている」という表現で予示されている。そして、実際にこのことの論証こそが『Suprematus 論』の中心的課題であることは、同論考の全体の構成と個別の議論という二つの観点から理解可能である。

先ず、『*Suprematus* 論』全体の構成からは次のことが明らかとなる。この論考は「読者へ」と題された序論部分と六七章にわたる本論から成っているが、本論第一章から第二章までは、言わば、『*Suprematus*』理論の総論に相当するもので、それに続く第一三章からはドイツ諸侯や帝国国制に関する記述（その中で第一四乃至一八章は、古代からのドイツ諸侯の生成の歴史が説明されている。）が最終章に至るまで展開されている。つまり、全体の五分の四以上の章がドイツに関する問題を直接的に扱っており、しかも、総論相当部分であっても、第一章冒頭の一文は「ドイツの諸侯が自らのために正当に主張している、使節を派遣する権利に関する、よく知られている論争が今日展開されている」というものであって、ドイツ諸侯の使節権がこの論考の執筆の端緒となっている印象を読者に与えるのである。

また、『*Suprematus* 論』においてドイツ諸侯に関する個別的議論が開始される第一三章の冒頭は次のようなものである。

「これらのこと〔即ち、『*Suprematus*』理論の総論相当部分における記述〕から、何が『*Suprematus*』〔即ち、『*Souveraineté*』であるべきかが十分に理解されると私は判断する。今や指摘されるべきことは、ドイツ諸侯は『*Suprematus*』を有するところにある。³⁷⁵」

これに続いて、ライプニッツは、「ドイツ諸侯が『*Souverains*』であることを示す無数の外国の証拠を容易に入手できる」として、様々な「証拠」を挙げつつ、第一三章以降の議論を展開している。そして、その過程においても、「諸々の最重要な国王は (*Maximi Reges*) はドイツ諸侯と『*Souverain*』から『*Souverain*』への如くふるまった⁽³⁷⁶⁾」とされ、或いは、「確かに、ドイツ諸侯は、『*Suprematus*』を有する彼らの全てがそうであるように、

私法上の法律により (legibus juris privati) 拘束されない」とされ、更に、ウェストファリア条約に関連して「最も重要である事柄に関して (de maximis rebus)、即ち、宗教、自由及び安全に関して問題とされるとき」「今日の帝国の諸侯が」その判断に加わること、「つまり、*Suprematus*」を享受することは、明らかであるように思われる」とされるなど、帝国の選帝侯及び諸侯が、*Suprematus*」保有者である旨が繰り返し主張されているのである。⁽³⁷⁹⁾

(2) *Suprematus*」保有者としての選帝侯及び諸侯の権能

それでは、*Suprematus*」保有者としての選帝侯及び諸侯には、具体的に如何なる権能が帰属するのであろうか。『*Suprematus* 論』において「ドイツ諸侯に相応し、(competit)」中核的権能として挙げられているものは、「戦争の権利、平和の「権利」、同盟の「権利」(jus belli, pacis, foederum) であり、特に「戦争の権利」に関しては「マキシミリアン一世の下で制定された公共の平和 (ラントフリーデ) (Pax publica: Land-Friede) の以前からそれらの「ドイツ諸侯の間でそれらの者に相応しかったのであるから、外国人に対する (in exteros) 戦争の権利が以前からドイツ諸侯に相応しかったことは疑われ得ない」とされている。⁽³⁸⁰⁾

また、同書の別の箇所では選帝侯と「帝国の卓越した諸侯」(praecipui Imperii Principes) について、*Suprematus*」保有者としての「尊厳によっても名誉によっても區別されない」(nec dignitate atque honoribus... separantur) のであり、それらの者の使節についても同様である旨が主張されている。⁽³⁸¹⁾ つまり、「選帝侯及び有力諸侯は平等」であり、「*Suprematus*」保有者又はその使節は尊厳・名誉の点で平等」であるということであり、⁽³⁸²⁾ つまり「*Suprematus*」に基づく「平等権」が確認されているのである。

また、より具体的権能としては既に(前節(一)(2)において)挙げられた、*Suprematus*」に由来する諸権

能がドイツ諸侯に妥当することになるのである。

(二) 諸身分間の差異

(1) “Suprematus”：保有者としての選帝侯及び諸侯と皇帝の差異

ところで、“Suprematus”理論を神聖ローマ帝国の等族に適用し、選帝侯及び諸侯が“Suprematus”保有者として、同じく“Suprematus”保有者である皇帝と平等な地位に置かれるということは、帝国内制理論と齟齬をきたすのではないであろうか。この点についてライプニッツはどのように考えているのであろうか。

この点に関する議論の前提として、次の二つの事柄が確認されなければならない。第一に、ライプニッツは、皇帝が帝国の「首長」(le chef)⁽³⁸²⁾であるとし、また帝国において“Majestas”⁽³⁸²⁾という称号が認められる者は皇帝のみであるとする⁽³⁸³⁾ことによって、皇帝の特別な地位を承認していることである。第二に、ライプニッツは、選帝侯が皇帝及び帝国に対して「誓約」(serment)⁽³⁸⁴⁾を示しており、諸侯の誓約が選帝侯のそれと何ら異なるところはない⁽³⁸⁴⁾とすることによって、帝国の選帝侯及び諸侯が(それらの者との間で平等な関係を維持しつつ)皇帝に臣従していることを承認しているということである。

これらの前提にも拘らず、ライプニッツは、「選帝侯及び諸侯が帝国に含まれるという種類の従属は“Suprematus”と相反しないということが理解され得る⁽³⁸⁵⁾」とする。(また、これと同一の思考は「諸侯の権能は、“Suprematus”の権利又は帝国等族の権利に由来する⁽³⁸⁶⁾」という表現にも表されていると言えよう。)何故に彼はこのような主張し得るのであるのか。その論拠と考えられるものが、「武器を使用する権利(droit de se servir des armes)(即ち、“souveraineté”)を与える資格を、臣従の礼(hommages)と封臣であること(vassallages [sic])への考慮を払うことなく、人は考察する」のであり、その理由は“le droit des gens”上の全ての特権(それらは

「Souverains」又は彼等の使節 (Ambassadeurs) に帰属する。) へ参与させるのは「souveraineté」であるから⁽³⁸⁷⁾とす
 る彼の見解である。⁽³⁸⁸⁾つまり、帝国国制の枠内の存在であることと「le droit des gens」上の諸権利の享有主体であ
 ることは、別箇の事柄であるとされているのである。⁽³⁸⁹⁾

以上のことに関連して、ライプニッツは、帝国議会と選帝侯及び諸侯との関係についても、彼等の「自由及び
 『Souveraineté』」特に、戦争の権利という観点から、『対談』の登場人物 (Philarete) に次のように述べさせて
 いる。

「帝国全般の統治を扱う事柄は、「帝国」議会に帰属し、多数決に依存する。例えば、帝国が戦争を宣言する或いは講
 和を行う場合、同盟条約を締結する場合、使節 (Ambassadeurs) を派遣する場合、軍隊を編成する場合、負担金を課
 する場合には、それらを規律することは「帝国」議会に属する。しかし、特に個々の選帝侯又は諸侯の自由及び
 『Souveraineté』に関わる事柄は同様ではない。何故ならば、貴方は理解するであろうが、その者は、帝国が何らの迷惑
 も蒙らないのであれば、その者の個別的事項に関して戦争を宣言できるのであり、帝国が戦争を宣言する場合には、自
 身の負担を負担するのであれば、そして、急迫した危険が存在しないのであれば、その者は中立に留まり得ることを
 保証されているからである。そして、実行はこの見解を支持しているように思われる。⁽³⁹⁰⁾」

つまり、帝国議会の決定に基づくものであっても、しかも、たとえそれが帝国の戦争の場合であっても、帝国
 諸侯の自由及び『Souveraineté』に関わることであるならば、帝国に損害を与えない方法 (例えば、戦費分担分の
 拠出) によって、諸侯は彼等自身の判断に従うことができるものとされているのである。

(2) 『Suprematus』保有者としての選帝侯と諸侯の差異

さて、以上の論述においては、神聖ローマ帝国の選帝侯及び諸侯が一括して扱われている。(ここでは、“Suprematus”保有者としての諸侯に帰属する権能は選帝侯にも当然に帰属するという論理が前提とされている。)しかし、帝国国制上、両者は異なる権能を与えられており、この点についての考慮が必要と思われる。そして、実際にライプニッツは、選帝侯のみに帰属する諸権能について、『Suprematus論』において論じている。それは、例えば、第三八・三九章において皇帝選挙やその他の帝国事務に関する選帝侯のみに帰属する権能についての論述、第四九章における選帝侯の席次を巡る議論(但し、同章における結論としては、選帝侯及び有力諸侯が平等であること、そして“Suprematus”保有者及びその使節は尊厳・名誉の点で平等であることが述べられている。)がそれに当たる。しかしながら、最も重要であると思われる論点は、第三六・三七章で扱われている選帝侯の使節権である。そこでは、「諸々の選帝侯が、全ての付属する事柄(それらの中には、完全な使節権(*ius Legationis plenum*)が含まれる。)と共に“Suprematus”の権利を行使することは、今日では議論の対象外である」として、選帝侯の完全な使節権の享有は既に決着済みの事柄であるとの見解が示されている。これは、前述の(『Suprematus論』第一章冒頭部分に登場する)諸侯の使節権を巡る「よく知られている論争」が当時続いていたこととの対比において、選帝侯のそれは争いが無いとすることを強調したものと理解されるのである。

第四節 “Suprematus”の特質

(一) “Suprematus”の可分性

さて、以上に論じられてきた事柄を基に、ライプニッツの“Suprematus”理論から看取される、“Suprematus”の特性について、その「可分性」及び「相対性」、そして「統治者に対する制約」という観点から考察する(と)したい。まず、“Suprematus”の可分性を巡っては次のように考えるべきものと思われる。

既に(前々節(一)(2)及び(3)において)確認されたように、ライプニッツは、“*summa potestas*”が分割可能であると共に“*Suprematus*”が“*summa potestas*”に存する”(つまり、“*summa potestas*”が“*Suprematus*”の基礎となつてゐる)としてゐる。基礎となる“*summa potestas*”が複数の人や機関によつて分有可能であるのであれば、“*Suprematus*”についても同様であることを否定することはできないように思われる。より具体的に、(前々節(一)(2)で確認された)「内在的なもの」(対内的諸権利)としての「人を理由とする」「管轄権」に含まれる「法令制定権」・「度量衡制定権及び貨幣鑄造権」等々と「物を理由とする」ものであつて、無主物についての「公の河川及び道路についての権利」・「狩猟権・捕鳥権・漁労権」等々と臣民の物についての「特別救援権」・「課税又は徴税権」等々が、各々別個の人や機関に帰属し得るのであり、また同一の個別的権利が複数の人や機関により分有される可能性も排除されないものである。また、「領域外に」波及するもの(対外的諸権利)も基本的には同様のことが妥当するよう思われ、観念的には、例えば、国王と或る種の「議会」や貴族団が和戦の決定権を分有するということが考えられる。

しかしながら、“*Suprematus*”に属する対外的諸権利については、それらが「欧州の全般的事柄の総体に対して何らかの影響力を及ぼし得る者」に属するとされていること、そして、それらの中で最重要なものが和戦及び同盟の権利であるとされていることからするならば、対外的諸権利の行使が異なる人格(自然人や団体)の異なる意思の下でなされることは実際上あり得ないであろう。例えば、「軍隊を保有する権利」と「堡壘を建造する権利」が異なる意思(各々の権利の保有者)の下で行使され、更に、「戦争の権利」が他の意思(当該権利の保有者)に従つて行使されるという状況が想像できるであろうか。和戦・同盟、更には使節を巡る諸権利の行使は、統一された意思の下でなされなければ現実的なものとはならないであろう。勿論、意思が統一されているならばよいのであるから、理論的にはそれらの諸権利が分有されることは可能である。しかし、分有者間での意思決定

が迅速に行われなければならないならば、それは当該政治体にとって極めて危険な事態を招来するであろう。そうであるとす
るならば、外交・政治の実務家という役割をも担うライプニッツのような人物が、対外的諸権能の分有を全面的
に承認するということは考えられないこととなるのである。

ところで、このように「Suprematus」が理論的には可分性を帯びるといことが、「Suprematus」が個別的権
利の単なる集合体であることを必ずしも意味しない点は注意を要する。(前々節(一)(1)で確認されたように「
Suprematus」の権利は「恰も他の諸権利の何らかの総体(universitas)、又は言わばレガリーエンの集合体
(aggregatum)」であって、「この力を有する者に明瞭に除外されたのではない全ての事柄についての完全な権利
が帰属する」とされている。⁽³⁹²⁾このことから、統治に関わる諸権利であって、既存の規範によって「明瞭に除外」
されていないものであるならば、新たな状況に応じて必要となる新たな権利を「Suprematus」保有者がそこから
演繹し得ることになる。つまり、このような意味において「Suprematus」は包括性をも帯びた観念なのである。

(二) 「Suprematus」の相対性

ライプニッツの「Suprematus」理論全体の中で、次に看取される「Suprematus」の特質は、その相対性である。⁽³⁹³⁾
そして、この「相対性」は二つの意味を有している。即ち、「Suprematus」の非絶対性」と「Suprematus」保
有基準の相対性」である。

「Suprematus」の非絶対性」とは、ボダンによる「主権」(souverainete)の定義、即ち、「一国の絶対且つ永
遠の権能」に見られるような「主権の絶対性」の観念(但し、既に(本章「はじめに」において)述べられたように
それが飽くまでも「一般的に受容された」ものであって、「主権」に対する制約の存在はボダン自身により承認されてい
た。)が欠如していることを指す。このような意味における相対性は、典型的には、前節で確認された帝国国制

(それは、諸々の帝国等族と領邦等族から成る複雑な身分秩序の総体でもある。)の枠内にある選帝侯及び諸侯にも「Suprematus」の保有が認められることに表されている。

「Suprematus」保有基準の相対性」は、(前々節(一)(1)で確認された)「Suprematus」の存否が「欧州の全般的事柄の総体に対して何らかの影響力を及ぼし得る⁽³⁹⁾」という事実によって判断されることに由来する。即ち、判断者による事実の認識及び評価により、「Suprematus」の存否が変化するという意味における「相対性」であり、それはまた、客観的で明確な判断基準は存在しないことをも意味する。仮に、ライプニッツ自身は自ら提示した基準が十分に客観的なものであるとみなしていたとしても、「欧州の全般的事柄」に対する「影響力」がどの程度のものでなければならぬかという問題は、判断者の主観的評価に委ねられてしまうであろう。

また、仮に、ライプニッツが提示した基準が客観的なものであり得るとしても、現実に存在する影響力を絶対的に測ることは不可能であると共に、影響力の大小が相対的に決定されるものであることは否定され得ない。これらの事柄の結果として、「Suprematus」の存否を判断するための絶対的基準は見出され得ないことになるのである。⁽³⁸⁾

(三) 統治者に対する制約

「Suprematus」の特質を更に明らかにするために、ここでは(「Suprematus」保有者を含む)統治者一般に対する制約についてのライプニッツの論述を検討することとしたい。そして、このような検討のために、第一に注目されるものが、一六七九年頃に執筆された『肖像』の冒頭にある次のような一節である。

「諸身分の秩序 (l'ordre des etats [sic]) が、統治する者の権威の上に、そして人民の従属の上に、確立されているよ

うに、諸々の人間を市民生活 (la vie civile) に運命付ける自然は彼らを、或る者は命令し、他の者は従うという、異なった資質と共に生まれさせる。それは、諸々の君主政 (les monarchies) における、souverains³⁹⁵ の権力 (puissance) と国家 (Republiques) における命令する者と従う者の不平等が、法律 (loix [sic]) に劣ることなく本性 (nature) に、そして運 (fortune) に劣ることなく徳 (vertu) に、基礎付けられるためである。したがって、君主達は、自然法を通じて、そして国家法を通じて (par le droit [sic] civil) 支配するために、諸々の法律が彼等に付与する権威を通じて臣民達の上に存在するように、また、自らの徳と精神的美点 (les avantages de l'esprit) を通じて人民統治の地位へと上昇させられた世界の初期の諸王が、法律と同様に自然を通じて、そして運と同様に功績を通じて命令したように、君主達は徳によって、そして自然的資質によって、自らの臣民達の上に存在しなければならないのである。³⁹⁶

この一節は、統治者と被治者の関係に関するライプニッツの考えについての、次のような特色を示している。即ち、ライプニッツがアリストテレス的な秩序観をもって統治者と被治者の関係を把握していること、(恐らくはそれに関連して) 「徳」や「精神的美点」といった内面的資質による統治の重要性を強調していること、そして、それにも拘らず、統治が法(自然法及び国家法)によるものであることも前提とされていることである。³⁹⁷ しかも、『肖像』ではまた、「souverains」と人民は等しく法律の尊重を通じて (par le respect des loix [sic]) 拘束されなければならぬ³⁹⁸ ともされている。つまり、「法律の尊重」という内面的資質乃至は動機に基づき、souverains、自身も法律に拘束されることをもライプニッツは承認していることが理解されるのである。

また、統治者の内面的資質の重視という点は、『肖像』における他の箇所においても登場し、例えば、君主の統治が「本性の美点 (les avantages de la nature)」、徳 (vertu)、法律 (loix [sic]) に基づかなければならぬ³⁹⁹ 』とされ、或いは君主に必要な資質として、正義 (justice)、寛大 (clemence [sic])、恩恵 (liberarité)、鷹揚 (magnificence)、寛容 (generosité [sic]) が挙げられている。⁴⁰⁰ しかし、それらは等しく必要とされるのではなく、

ライプニッツは「正義はこれら徳の全ての中で君主にとって最も必要」であり、「その他はそれ〔即ち、正義〕の栄光の装飾品 (ornemens *sic*) である」とするのである。⁽⁴⁰⁾

このように、ライプニッツは内面的資質に基づく統治者に対する制約を強調している。(しかも、そのような制約は主として『肖像』において論じられている。⁽⁴¹⁾しかしながら、それだけでは当該統治者の意思への依存の度合いが余りにも大きく、実質的な制約とはなり得ないのではないであろうか。この疑念に対する回答となり得るものが、「自然法の三段階説」の国家権力への適用である。

既に(前々章第二節(三)(3)において)紹介されているように、シュナイダーは、『三段階論』や『正義及び法論』、『類纂』の「序文」に依拠しながら、自然法による国家権力の「社会倫理的拘束」(sozialethische Bindung) について論じている。その文脈において彼は、自然法(自然法の命令 (praecepta juris naturalis)) による国家権力の社会倫理的拘束が「三つの異なる水準 (Ebene (gradus)) で有効である」として「自然法の三段階説」を説明した上で、次のように述べる。

「この自然法の三段階 (Trilogie) によりライプニッツは各々全ての倫理的命令を把握したのであり、それら〔の命令〕には全ての国家が等しく服従し、それら〔の命令〕は個々の水準において異なる方法で公法 (das öffentliche Recht (jus publicum)) をも規定する。拘束力のある法律規範 (Gesetzesnormen) が存在する範囲内では(特に、私法関係について)、上位者 (Oberkeit) 自身もそれら〔の法律規範〕に拘束される。上位者は、就中、法律上の根拠 (gesetzliche Grundlage) なく他者の権利を侵害してはならないのである。⁽⁴²⁾」

このようなシュナイダーの理解に立つならば、国家権力(統治者)は単なる内面的資質のみならず、自然法によっても拘束され、そして自然法の命令によって法律にも拘束されることになるのである。⁽⁴³⁾勿論、このような理

解については、統治者に対する拘束が、結局のところ、自然法に基づくものにとどまっている（つまりは、実定法を独自の根拠とするものではない）との批判は可能である。しかし、ライプニッツの法理論全体の中で内在的に理解するならば、彼の法理論が正義と自然法を基底とするものである以上、「自然法の三段階説」の適用による統治者の法による制約という主張は、論理的には一貫したものとして把握可能なものと評価できよう。

以上のように、ライプニッツの理論において、統治者に対する制約として構想されているものは、内面的資質や自然法に基づくものである。そして、これらの制約は、当然のことながら、「統治者」に含まれる（しかも、それらの中で重要な者達である）*Suprematus*。保有者にも課される。つまり、これらの制約は *Suprematus*。それ自体に対する制約として理解可能なものである。

まとめと若干の考察

以上、本章で検討・確認されたライプニッツの *Suprematus*。観念を中心とする「統治権」を巡る諸理論については、差当たり次の諸点に纏めることが許されるであろう。

第一に、*Suprematus*。自体は、法的な観念であると同時に、或る者の活動状況を表現するという意味において事実を示す観念である。第二に、*Suprematus*。保有者間に現実存在する実力の相異を離れて、「同朋の権利」(*Jus Fratemitatis*) に基づき互いの者は法的に平等である。第三に、*Suprematus*。の特性として、可分性と相対性。そして、*Suprematus*。保有者に対する制約の存在が挙げられるが、そこから状況に応じて個別的権利を演繹可能であるという意味における包括性も挙げられる。第四に、*Suprematus*。は、他の「統治権」に關連する諸観念 (*Summa potestas*・*superioritas territorialis*・*Souverainete*。更には本稿では詳述されなかったが、*majestas*。) に類似するが、それらとの間には次のような相異点が存在する。先ず、*Suprematus*。は *summa*

potestas”を基盤とするが、後者の保有は前者の保有のための必要条件ではあるが、十分条件ではない。また、“Suprematus”と“superioritas territorialis”の相異は対外的影響力（至高の事柄に対する影響力）の有無という事実にある。“Souveraineté”は広狭両義に用いられる観念である（それはフランス語で表現されることから発生する問題であると考えられる。）が、ライプニッツは狭義の“Souveraineté”を“Suprematus”としており、“Souveraineté”の保有は、“Suprematus”の保有（それは“Potentat”であることを意味する。）の必要条件ではあるが、十分条件ではない。第五に、ライプニッツの“Souveraineté”理論は神聖ローマ帝国の国制を包摂した統治権理論である。

ところで、ライプニッツは、自らの“Suprematus”理論が独自のものであるとの認識を有していた。⁽⁴⁶⁾（そして、“Suprematus”理論に対する多様な異議や反論が巻き起こったという⁽⁴⁶⁾）彼の認識は、当時の「統治権」を巡る次のような理論状況と政治状況を勘案するならば、当然のものであるように思われる。即ち、旧来の“summa potestas”や“superioritas territorialis”をはじめとする「封建的」社会構造に対応した諸観念及び諸理論が存続しつつも、⁽⁴⁷⁾ボダン以降の“Souveraineté”理論が流布しているという理論状況と、「聖俗両界における領域権の自由行使」(liberum iuris territorialis tam in ecclesiasticis quam politicis exercitium)（I P O 第八条第一項・I P M 第六条）と「帝国等族」相互間の及び「帝国」外の者との同盟を行う権利」(Jus faciendi inter se et cum externis foederata)（I P O 第八条第二項・I P M 第六三条）がウェストファリア条約により帝国等族に承認されたにも拘らず、⁽⁴⁸⁾ドイツの有力諸侯であつてもフランスやスペインという諸列強により外交上対等な存在として扱われなかつたという政治状況である。このような状況の中で、ライプニッツは、彼が伺候したハノーファー宮廷の意（即ち、ナイメーヘン講和会議へのイタリア諸君主との同等の地位での参加）に沿う論理を展開するためには、独自・新規の理論を、既存の理論と現実存在する政治制度（及びそれを裏付ける法・政治理論）との整合性を担保しながら、

展開せざるを得なかったと解されるのである。そして、このような理解を前提として、ライプニッツの“Suprematus”理論の特色を、その対内的側面と対外的側面に分けて、且つ前記の五点を含めつつ、考察することとしたい。

先ず、“Suprematus”の対内的側面における特色は次のような点にあるものと思われる。

主権理論史においては、例えば、ボダンが、「国家とは、一つの且つ同一の支配権(imperium)に從属する、諸々の家又は団体の集合体以外のなものでもない」とし、また、ホッブズが、「社会契約」により創設される国家における「主権者」(sovereign)の「主権」(sovereignty)に属する中核的諸権利を列挙した後に「これらのものが主権の本質をなす諸権利であつて」⁽⁹⁹⁾「それらは不可譲且つ不可分」であるとしたように、主権の単一性乃至一元性という意味における主権の不可分性は、頻繁に主張されてきた。しかし、そのような主権観念は神聖ローマ帝国の国制には妥当せず、そうであるからこそ(本章「はじめに」でも触れられたように)皇帝の使節はウエストファリア講和会議において“Souveraineté”観念を講和条約中に導入することを拒絶したのである。當時存在していた帝国国制を立論の前提としたライプニッツは、一方において、従来の統治権に関わる諸観念(“summa potestas”・“superioritas territorialis”・更には“majestas”)を包摂し、他方において、ボダンのな“Souveraineté”観念を拒絶しなければならなかった。そのため、帝国国制との整合性という観点から、対内的には分割可能であり、その保有者を制約可能とするもの(“Suprematus”の可分性・相対性、そしてその保有者に対する制約は、実質的には、何れも対内的な権能を巡るものと解される。)として“Suprematus”を提示したと考えられるのである。

しかも、“Suprematus”は分割可能ではあるが、包括性を排除するものではない。即ち、(本章第二節(一))で確認されたように)“Suprematus”は「諸権利の何らかの総体」或いは「レガリーエンの集合体」であつ

て、その保有者から「明瞭に除外されたのではない全ての事柄についての完全な権利が帰属する」のである。つまり、「Suprematus」は、帝国国制の中で従来から承認されてきた帝国等族の個別的な特権を存続させた上で、状況に応じて「Suprematus」保有者に権力を付与し得るという意味での包括性を有しており、この点では、「Suprematus」はボタンやホップズが主張した「主権の不可譲性と不可分性」に近接した側面をも有していると言い得るのである。

また、「Suprematus」の対外的側面における特色は次のようなものであると思われる。

まず、「Suprematus」と「summa potestas」及び「superioritas territorialis」との比較において明らかになる「Suprematus」の特色は、それが対外的権能を中心とした観念であることである。後二者は、「summa potestas」を有する国家が「対外的に」一個の公的人格 (persona civilis) とされることが述べられる場合があるもの(1)基本的統治権の対内的側面に関するものである。そして、「Suprematus」はそれらを基盤とする観念であるが、「Suprematus」とそれらとの相異は何れも対外的側面に着目したものである。端的に表現するならば、「Suprematus」は、帝国国制における統治権の対内的諸観念を基盤として、対外的な能力を中心課題として構想された観念なのである。そして、このことは、「Suprematus」と「Souveraineté」の比較においても妥当する。即ち、ライプニッツは後者を広狭の二義に区分し、「大きな領域を有し、軍隊を進発させ得る者達」を狭義の「Souveraineté」の保有者、即ち、「Potentat」とし、それを「Suprematus」の保有者としているが、(2)でも「軍隊の進発」という対外的能力が問題とされているのである。それとは対照的に、「superioritas territorialis」に関しては、(前章第三節(二)で確認されたように)領域結合の場合に、法人格が結合されても個々の領域の「superioritas territorialis」が維持されるとなされており、これは各領域における対内的統治権(「自治権」)の保持として理解されるのであり、結局のところ、「superioritas territorialis」は対内的統治権の問題なのである。

このように対外的能力を中心とする観念として、*Suprematus* を理解した上で、我々はライブニッツの実践的意図をも考慮しなければならない。即ち、前述のハノーファー宮廷の意図をどのように実現するかである。これに関しては、*Suprematus* の対内的側面において、その相対性が内包されることが障害となる。何故ならば、これにより、*Suprematus* 保有者間の平等の観念を導出することが困難となるからである。(ボダンのように *Souveraineté* の絶対性や最高性を承認することによって、その絶対性や最高性故に、各々の *Souveraineté* 保有者は平等であるとする論理が、*Suprematus* 保有者間では成立しなくなる。)ライブニッツがこの隘路を抜け出すために援用したものが、「同朋の権利」の観念であり、これにより *Suprematus* 保有者間の法的平等が導出されることとなったのである。

以上のことから、ライブニッツの *Suprematus* 理論は、既存の帝国国制における諸々の統治権に関わる理論と帝国外(特に、フランス)で浸透していた *Souveraineté* 理論を統合した上で、帝国諸侯と帝国外の狭義の *Souveraineté* 保有者との間の法的平等をも理論的に提示するものであったと判断されるのである。

(292) 本稿執筆に際しては、一五八三年の仏語(パリ)版のリプリント版(J. Bodin, *Les six livres de la République* (1583) (Scientia Verlag, Aalen, 1961))と一五八六年のラテン語(パリ)版(J. Bodinus, *De republica libri sex* (1586))が使用されている。以下、註においては各々 *“De la République”*・*“De republica”* と示れよう。また、引用・参照箇所については、篇(Livre: Liber)・章(Chapitre: Caput)・頁を示すために、例えば *“De la République, I, I, 1”* のように表記されている。

(293) ウェストフアリア講和会議における *“Souveraineté”* を巡る問題とそれ以後の神聖ローマ帝国の状況については、前掲拙著、一七七一―一八四頁及び三二九―三九四頁を見よ。

(294) *“La souveraineté est la puissance absolue [sic] et perpetuelle [sic] d'une République.” De la République, I, viii, 122.*

- (295) “Maiestas est summa in cives ac subditos legibusque soluta potestas.” *De republica*, I, viii, 78.
- (296) 但し、この定式が「一般的に受容された」ものであって、我々がボダンの主権理論をより詳細に検討するならば、彼自身が「主権」に対する制約の存在を認めていたことが明らかとなるのである。この点については、前掲拙稿「ボダン(二・完)」二一八頁を見よ。
- (297) 「統治権」という言葉を選択したことの理由には次のような事情も存在する。即ち、前章第二節(二)において示されたように、ライプニッツによる「国家」(civitas)の定義には、国家の目的としての「共通の物の管理」(rerum communium administratio) (*De jure suprematus*, cap. X, Dutens, IV, iii, 357; Klopp, IV, 52.) が含まれており、この「管理」をどう側面に着目した言葉とすべし「統治権」が適切であると判断されるのである。
- (298) *De jure suprematus*, cap. XXV, (Dutens, IV, iii, 392; Klopp, IV, 115.) 尚、この点に関しては本章第三節(一)(一)でも触れられる。
- (299) 「彼」[即ち、当該支配者]が自領において支配者 (maistre [sic]) であるならば、そして彼が武力によってのみ妨害され得るのであるならば、彼が封土に土地 (terres) を有するコト、同様に或る首長 (un chef) の “majesté” を承認することは、重要ではない」コト、そして “*Souveraineté*” とは、命令され得るコトなく命令する権利 (le droit de commander) であるコト、しかし、 “*Souveraineté*” とは、困難を伴うコトなく彼自身の事柄 (les siens) を強制し得るコトに於ての、そして、人が彼に対して有し得る何らかの義務及び人が彼に為さねばならない何らかの服従又は忠誠 (obéissance [sic] ou fidélité [sic]) が、戦争の苦境を通じてのみ他者により強制され得ることについての、承認された権利であるコト」が述べられてくる。(*Enthéiens* (Klopp, III, 333-334.))
- (300) 更に、 “*jus superioritatis*” も、後述(後註(303)) に示されるコトよる “*superioritas territorialis*” との類似性を理由として、本稿における考察の対象外に置かれる。
- (301) *De jure suprematus*, cap. X, (Dutens, IV, iii, 357; Klopp, IV, 52.)
- (302) *De jure suprematus*, cap. X, (Dutens, IV, iii, 357-358; Klopp, IV, 53.)
- (303) *E.g.*, “*Souveraineté*”, Klopp, III, 347, 349, 350, 352, 353, 356, 357, 359, 360, 361, 367, 368, 373, 375; “*Superiorité territoriale*”, Klopp, III, 348, 349, 350; “*la Seigneurie*”, Klopp, III, 349, 354.

- (304) *Enthretiens*. (Klopp, III, 348-349)
- (305) *De jure suprenatus*, cap. X. (Dutens, IV, iii, 358; Klopp, IV, 54) 「ラソベントニミンチ」フランス人の用法として
 「*la Souveraineté de Neufchatel de M. de Longville, la Souveraineté de Dombes qui appartient à la maison de Montpensier, la Souveraineté de Sedan de Messieurs de Bouillon, la Souveraineté de Bidache qui est au Marechal de Gramont*」の例を挙げている。
- (306) “*Suprematum ergo illi tribuo, qui non tantum domi subditos manu militari regit, sed et qui exercitum extra fines ducere, et armis, foederibus, legationibus, ac caeteris juris gentium functionibus aliquid momenti ad rerum Europae generalium summam conferre potest.*” *De jure suprenatus*, Ad lectorem. (Dutens, IV, iii, 333; Klopp, IV, 13)
- (307) *De jure suprenatus*, Ad lectorem. (Dutens, IV, iii, 333-334; Klopp, IV, 13-14)
- (308) *De jure suprenatus*, cap. XII. (Dutens, IV, iii, 364; Klopp, IV, 65)
- (309) *De jure suprenatus*, cap. LXVI. (Dutens, IV, iii, 494; Klopp, IV, 301) 「これに続くは」 「その」 「よびな」 「よびは極めて清楚な」 「ライプニッツの家々に相応する」 (quod Serenissimis Germaniae domibus competit) 「よびおとり」 「ドイツ諸侯が」 「Suprenatus」 「保有者である」 「よびが強調される」 。
- (310) これに関連して、神實は次のように述べている。「彼「即ち、ライプニッツ」の主権 (Suprenatus) 概念は、ボダンの「最高権力の抽象的形態」といったものではなく…「中略」…「国際法的な講和・戦争・同盟等の政治行為能力の有無を基準にしての概念であった…「以下略」…「傍点は原文のまま」。(神實秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』(創文社、一九九四年)一五九—一六〇頁) 「よびで述べられている「基準」が「Suprenatus」付与のための「要件」であるのかは必ずしも明確ではない。むしろ、国際法史研究者の視点からして興味深い事柄は、神實が「国際法的な」「政治行為能力」としている点にある。即ち、ドイツ国制史研究者(神實)にとって、ライプニッツの「Suprenatus」理論はまさに「国際法的な」議論として理解されるものなのである。」
- (311) *De jure suprenatus*, cap. XII. (Dutens, IV, iii, 362; Klopp, IV, 61)
- (312) *De jure suprenatus*, cap. XII. (Dutens, IV, iii, 362; Klopp, IV, 61) 尚「ラソベント」 「スロットランドも同様」 「よびられている」。また「スペインの側の属州 (Provincia) へと回帰させられたナポリやロンバルディア」について、

“Suprematus”を移譲したものとされてゐる。

(313) *Entheiens*. (Klopp, III, 345)

(314) “Dixi supra, *Jus Suprematus* sive, ut quidam vocant, *Autocratium* consistere in summa imperandi, coercendi, et dittonem aliquam insignem armata manu continendi potestate. Hoc jus est universitas quasi quaedam, seu aliorum jurium, sive, ut vocant, *Regalium aggregatum*, cujus haec est vis, ut plenum in omnia jus competat, quae non discrete excepta sunt.” *De jure suprematus*, cap. XIX. (Dutens, IV, iii, 377; Klopp, IV, 88-89)

(315) 同様の事柄は、「思考」においても、「外国人達から国王と呼ばれるとしても、もしも「その国王が」自らの兵士達に対して権勢をふるってゐない場合には、嘲笑に晒されるであろう」との表現によつて示されてゐる。
Cogitationes, III. (Dutens, IV, iii, 500)

(316) 「国際法は独立の諸国家間の関係を規律する。それ故、諸国家を拘束する法規則は、条約の中に、又は法の原則を表明するものとして一般的に受容され、そしてこれらの並存する独立の諸共同体間の関係を規律するため若しくは共通の諸目的の達成のために確立された慣行により、示される諸国家の自由な意思に由来する。故に、国家の独立に対する制限は推定され得ない。」*The Case of the S.S. “Lotus”*, France v. Turkey, Judgment, 7 September 1927, *PCIJ, Sér. A*, No.10, 1927, p.18.

(317) *De jure suprematus*, cap. XIV. (Dutens, IV, iii, 366; Klopp, IV, 68)

(318) *De jure suprematus*, cap. XIX. (Dutens, IV, iii, 377; Klopp, IV, 88)

(319) 尚、その際に、「ライプニッツは次のように述べてゐる。」「ところで、精神が自己の諸々の能力を有するようになり、そして、仮に我々が道徳学派を信頼するならば、本質的な形相はその者の最も内奥の本質に由来する自己の属性を有する。したがつて、「*Suprematus*」は、或いは諸部分を、或いはむしろ諸々の推論と能力を有するのであり、それらを法学者は繰り返して「*レガリーエン*」と呼ぶ。(私は「そのような見解を」無視しないものの、時にはそれら「*レガリーエン*」を私はより厳格に呼ぶ。)そして、それら「*レガリーエン*」は、合意により又は人間の記憶を超える長い慣習により禁止されていない場合には、諸侯により自由に行使される。」「(“*Porro quemadmodum Anima suas habet facultates, et, si Peripateticis credimus, forma substantialis suas habet qualitates ex intima ejus natura emanantes*;

ia *Suprematus* suas habet vel portiones, vel potius consequentias atque facultates, quas Jurisconsulti subinde *Regalia* appellant, (tametsi non ignorem, arctius aliquando sumi hanc vocem) quae a Principibus libere exerentur, quando non pacto aut consuetudine ultra hominum memoriam porrecta prohibentur." *De jure suprematus*, cap. XIX. (Dutens, IV, iii, 377; Klopp, IV, 89.) ヲヨビテ、トノブニッツは、他の法学者達は“Suprematus”をレガリーホンと呼ぶが、自身は後者をより狭い観念とする場合があるところであるものの、『*Suprematus* 論」の第一九・二〇章では“Suprematus”の具体的諸権利をレガリーホンとして認められなかった諸権利として論じている。

(320) *De jure suprematus*, cap. XIX. (Dutens, IV, iii, 377; Klopp, IV, 89.)

(321) *De jure suprematus*, cap. XIX. (Dutens, IV, iii, 379; Klopp, IV, 92.)

(322) *De jure suprematus*, cap. XIX. (Dutens, IV, iii, 379-380; Klopp, IV, 92-93.)

(323) 神寶は「Suprematusとは、主として裁判権の次元での権力の分有状態を前提とした上で、立法権、監督権、徴税権、特に軍事力に基づく処罰権により『臣民関係』を設定し得る権力に止まるものと考えられる」としている。神寶、前掲書、一七八頁。

(324) *De jure suprematus*, cap. XX. (Dutens, IV, iii, 380; Klopp, IV, 94.)

(325) *De jure suprematus*, cap. XXI. (Dutens, IV, iii, 381; Klopp, IV, 96.)

(326) *De jure suprematus*, cap. XXII. (Dutens, IV, iii, 384; Klopp, IV, 101.)

(327) *De jure suprematus*, cap. XXIII. (Dutens, IV, iii, 386; Klopp, IV, 104.)

(328) *De jure suprematus*, cap. XXIII. (Dutens, IV, iii, 386; Klopp, IV, 105.)

(329) シュタイガーによれば、“*Fraternitas*” (兄弟であること) と言う呼称は、中世初期以降の諸侯間の関係において「自然的兄弟関係」(natürliche *fraternitas*) と共に「友誼」(amicitia) を、更には諸侯間の相互関係をも意味したところ。(H. Steiger, *Die Ordnung der Welt: Eine Völkerrechtsgeschichte der Karolingerzeit (741-840)*, (Köln, 2010), S.692-695.) シュタイガーはまた、諸侯間における“*frater*” (兄弟) が「基本的平等」(eine fundamentale Gleichheit) を意味するところである。(Steiger, “Supremat”, S.157-158.) これらの点からすれば、ライブニッツが主張する「同朋の権利」(Jus Fratritatis) とは、キリスト「基本的平等の権利」を意味することとなるであろう。

- (330) 類似の表現は『*Suprematus* 論』の他の箇所にも「力の大きな差異をもって劣る者であるとしても」(licet magno potentiae intervallo inferiores) とし登場する。⁸⁰ *De jure suprematus*, cap. X, (Dutens, IV, iii, 359; Klopp, IV, 56.)
- (331) *De jure suprematus*, cap. LXVI, (Dutens, IV, iii, 494; Klopp, IV, 301.)
- (332) *Epistola (Tenzelius)*, (Dutens, IV, ii, 251.)
- (333) *Monium (Codex)*, i, (Dutens, IV, iii, 285.)
- (334) *Observations*, IV, (Dutens, IV, iii, 270-271.) 尚、この論述は、次章第一節 (一) (一) でも引用される。
- (335) “[E]ktra Rem publ. vel inter eos, qui summae potestatis participes sunt (quales interdum plures sunt etiam in eadem Republica) locus est juri Gentium voluntario, tactio populorum consensu recepto.” *Codex (Praefatio) (Monium (Codex)*, I, xiv.) (Dutens, IV, iii, 297; Klopp, VI, 474.) 尚、以下本節中の “summa potestas” に関する『類纂』の「序文」からの引用箇所は、前々章第二節 (一) (2) でも触れられている。
- (336) Klopp, I, 162. Vgl. *In Serivium de Monzambano*. (Akademie, IV, i, 501.) 前章第三節 (一) 及び前註(276)を見よ。
- (337) 尚、『模範』のぎとび「私に、”summa potestas” を伴う大きな領域を王国と呼ぶ」(Regnum voco, grande territorium cum summa potestate.) (*Specimen*, Propositio LVIII. (Akademie, IV, i, 62; Dutens, IV, iii, 588)) とするところから、王国のこのと同様の論理が適用されるものと解される。
- (338) *Specimen*, Propositio LVII. (Akademie, IV, i, 59; Dutens, IV, iii, 585.) この引用文のこのことは、前註(278)及び(283)を記す。
- (339) *Observations*, IV, (Dutens, IV, iii, 270)
- (340) *Codex (Praefatio) (Monium (Codex)*, I, xiv.) (Dutens, IV, iii, 297; Klopp, VI, 474)
- (341) *De jure suprematus*, cap. XI, (Dutens, IV, iii, 360; Klopp, IV, 58-59.)
- (342) *De jure suprematus*, cap. XI, (Dutens, IV, iii, 360-361; Klopp, IV, 59.)
- (343) *De jure suprematus*, cap. XI, (Dutens, IV, iii, 361; Klopp, IV, 59-61.)
- (344) *De jure suprematus*, cap. XIX, (Dutens, IV, iii, 377; Klopp, IV, 88-89.) *Supra*, n.(314).
- (345) 本論で後に触れられるように、ラントマンは “superioritas territorialis” を “sublime territorii jus” と言い換

せる場合がある。(E.g., *De jure suprematus*, cap.X. (Duten, IV, iii, 357; Klopp, IV, 53)) そのため、本稿ではこれら二つの観念を同義として扱っている。

(346) *De jure suprematus*. Ad lectorem. (Dutens, IV, iii, 333; Klopp, IV, 13)

(347) *De jure suprematus*, cap.X. (Dutens, IV, iii, 357; Klopp, IV, 53) ヲリドレインブニッツは、バルドゥス (P. Baldus) が「領域にこの種の "superioritas" を相続するヲムを沼地の霞 (nebulæ pallid) の如き [もの]」としたことに言及している。これは、"superioritas territorialis" (の相続) を自然なものとする考えが示されていると解される。

(348) *De jure suprematus*, cap.X. (Dutens, IV, iii, 357; Klopp, IV, 53)

(349) "Jurisdictionem voco potestatem de causis stantendi, sive jus dicendi & contumaces Privatos coercendi." *De jure suprematus*, cap.X. (Dutens, IV, iii, 357; Klopp, IV, 53)

(350) "At Jus manus militaris est aliquid longè sublimius simplici coercendi potestate." *De jure suprematus*, cap.X. (Dutens, IV, iii, 357; Klopp, IV, 53)

(351) *De jure suprematus*, cap.X. (Dutens, IV, iii, 357; Klopp, IV, 53-54)

(352) *De jure suprematus*, cap.X. (Dutens, IV, iii, 357-358; Klopp, IV, 54)

(353) 尚、"superioritas territorialis" に関連して "jus superioritatis" についても言すべきであろう。後者に関してライブニッツは次のように論じている。

「各々の君主又は都市 (civitas) の "jus Superioritatis" は、自身がその領域を、譲許された権利に基づき、武力によつて (militari manu) 維持するヲム、そして、現存する権力により臣民を責務の中に繋ぎ止め得る (「更に」) その「領域の」中で領域の主が管轄権の主に優越し、「後者が」領域の主に従属する) ということに存する。確かに、領域の主は諸々の力 (vires) 「即ち、軍事力」(それらにより臣民の共同体全体を武力によって権力の中で維持する。) を自らに結合させる権利を有する。同様に管轄権の主は反抗的な私人に対して正義の執行のための代理人を (Ministros) 有する権利を有する。これらのことから、今日の能弁な法律家の慣習による (more) 軽度の強制 (coercitio levis) 、純粹の支配権 (merum Imperium) を意味し得る管轄権の真の定義がどのようなものであるべきか、或いはそれについて公法学者が長い間激しく論争している "Superioritas" の「真の定義がどのようなものであ

るべきか」が必然的に明らかとなる。」*De jure suprematus*, Ad lectorem (Dutens, IV, iii: 333; Klopp, IV, 13)

この記述を見る限り、ライプニッツは “superioritas territorialis” と “jus superioritatis” を実質的に同一のものとして扱っているように思われるのである。

(354) *De jure suprematus*, cap. X. (Dutens, IV, iii: 358; Klopp, IV, 54)

(355) *De jure suprematus*, cap. X. (Dutens, IV, iii: 358; Klopp, IV, 54)

(356) 尚、ライプニッツが言及している「ミュンスター講和」は「ウエストファリア条約」(*Acta Pacis Westphalicae*) に含まれる神聖ローマ帝国皇帝とフランス国王を主たる当事者とする「ミュンスター講和条約」(*Instrumentum Pacis Monasteriense*) (以下「IPM」とする。)の第六五条を指すと思われる。同条は自由帝国都市の諸権利を確認する中心的規定であり、同様の規定は同皇帝とスウェーデン女王を主たる当事者とするオスナブリュック講和条約 (*Instrumentum Pacis Osnabrugense*) (以下「IPO」とする。)の第八条第四項にも存在する。前掲拙著「二二二—二二六頁を見よ。」

(357) *De jure suprematus*, cap. X. (Dutens, IV, iii: 358; Klopp, IV, 55)

(358) *De jure suprematus*, cap. XII. (Dutens, IV, iii: 362-363; Klopp, IV, 62-63)

(359) 例えば「読者へ」の中で次のように論じられている。「偉大な諸侯や勢力のある諸 (共和) 国 (Respublicae) は、私が説明したように、“superioritas” を有するが、“Suprematus” を有しない諸々の小さな都市 (Civitates) や小さな王家 (Dynastiae) とは異なる。なぜならば、確かにそれらは内部の反乱に対して自らを防御するが、対外的には十分には「それを」なす得なからである。」*De jure suprematus*, Ad lectorem. (Dutens, IV, iii: 334; Klopp, IV, 14)

(360) ライプニッツは「Suprematus」を保持する家の出身者であるが、至高の事柄 (rerum summae) を先導しなす者達は “Souverains” とは呼ばれず… [中略] …より正しくは “Princes d'une Maison Souveraine” と呼ばれる」(*De jure suprematus*, cap. XII. (Dutens, IV, iii: 363; Klopp, IV, 63)) と述べた。

(361) *Entretiens*. (Klopp, III, 336-337.) 類似の定義は「本章「はじめに」(前註(29))に挙げられている次の箇所でも提示されている。*Entretiens*. (Klopp, III, 333-334)

- (362) *Entretiens*. (Klopp, III, 352.)
- (363) *Entretiens*. (Klopp, III, 353.)
- (364) *Entretiens*. (Klopp, III, 356.)
- (365) 本稿「序論」特に、前註(24)を見よ。
- (366) 『対談』の序文相当部分の冒頭において、ライプニッツは「このフランス語の小稿〔即ち、『対談』は、ラテン語でなされたより大きなもの〔即ち、『*Suprematus*論』の摘要 (abrégé) である〕と』という。 *Entretiens*. (Klopp, III, 333.)
- (367) *E.g.*, *Entretiens*. (Klopp, III, 368.)
- (368) *De jure suprematus*, cap. XIII. (Dutens, IV, iii, 364; Klopp, IV, 65.)
- (369) *De jure suprematus*, cap. IX. (Dutens, IV, iii, 356; Klopp, IV, 51.)
- (370) *De jure suprematus*, cap. X. (Dutens, IV, iii, 359; Klopp, IV, 55-56.)
- (371) *De jure suprematus*, cap. X. (Dutens, IV, iii, 359; Klopp, IV, 55.) 此の引用文中には、「領域」又は領邦〕 = “Souveraineté” と云われている。この二語が、ライプニッツにおいて、既に「領域主権」観念が存在していることを示すのか、或いは依然として「領域」観念と「主権」観念が未分離であることを示すのかについては明らかではない。また、この引用箇所において再び“*Suprematus*”にいつの(質的ではない、そしてその意味においては一義的に決定され得ない)量的な定義の内容が示されており、その二語も、ボタンの主権観念とは異なる観念が示されていると解される。
- (372) *De jure suprematus*, Ad lectorem. (Dutens, IV, iii, 333; Klopp, IV, 13.)
- (373) “*Recenseatur autem inter Potentatus, ac Suprematum habere creditor, qui satis & libertatis & potentiae habet, ut rebus gentium per arma & foedera cum auctoritate intervenire possit.*” *Codex Praefatio* (*Monitum* (Codex), I, xx), (Dutens, IV, iii, 306; Klopp, VI, 488.)
- (374) *De jure suprematus*, Ad lectorem. (Dutens, IV, iii, 334; Klopp, IV, 14.)
- (375) *De jure suprematus*, cap. XIII. (Dutens, IV, iii, 364; Klopp, IV, 65.)

- (376) *De jure suprematus*, cap. XIII. (Dutens, IV, iii, 364; Klopp, IV, 65-66.)
- (377) *De jure suprematus*, cap. XXV. (Dutens, IV, iii, 391; Klopp, IV, 113.)
- (378) *De jure suprematus*, cap. XXX. (Dutens, IV, iii, 399; Klopp, IV, 128.)
- (379) 例えは、ドイツ諸侯にどのような権能が歴史的に認められてきたのかという点について論じられている。『*Suprematus* 論』第九章では、同書第一〇章で示された“*Suprematus*”に関する記述と類似の記述がなされている。
- De jure suprematus*, cap. X (Dutens, IV, iii, 357; Klopp, IV, 52) et cap. XIX (Dutens, IV, iii, 377; Klopp, IV, 88-89).
- (380) *De jure suprematus*, cap. XXI. (Dutens, IV, iii, 381; Klopp, IV, 96.)
- (381) *De jure suprematus*, cap. XLIX. (Dutens, IV, iii, 446; Klopp, IV, 213.)
- (382) *Entretiens*, (Klopp, III, 343.)
- (383) *De jure suprematus*, cap. XXV. (Dutens, IV, iii, 392; Klopp, IV, 115.)
- (384) *Entretiens*, (Klopp, III, 343.)
- (385) *De jure suprematus*, cap. XXX. (Dutens, IV, iii, 400; Klopp, IV, 129.)
- (386) “*Potestas Principum oritur ex jure Suprematus, vel ex jure status Imperii.*” *De jure suprematus*, cap. XIX. (Dutens, IV, iii, 377.)
- (387) *Entretiens*, (Klopp, III, 361.)
- (388) 尚、神寶は、帝国諸団体は、臣民関係ではなく、誠実関係に立つものであるとすることで、ライプニッツは領邦の独立性を説いた旨を論じている。神寶、前掲書、一六〇—一六一頁。しかし、ここで見たように、ライプニッツは、選帝侯及び諸侯の「臣従の礼」と「封臣であること」を認めつつも、それが彼等の“*la souveraineté*”に影響を与えないとの理論を展開していると解すべきであろう。
- (389) 以上の事柄に関連して、ライプニッツが『*Suprematus* 論』の第一四乃至一八章でドイツ諸侯の古代からの歴史を繙いていることの意味も勘案されるべきであろう。即ち、この歴史記述に関する彼の意図は、帝国諸侯の起源が各々の部族長の地位（言わば、或る種の「王権」）にあること、つまりは、彼等が皇帝権力とは本来は無関係の存在（その意味で独立した存在）であったことを論証することにあつたと考えられるのである。この点に関しては、神寶、

前掲書、一六三頁を見よ。

- (390) *Entretiens*. (Klopp, III, 347)
- (391) *De jure suprematus*, cap. XXXVI. (Dutens, IV, iii, 412; Klopp, IV, 151.)
- (392) *De jure suprematus*, cap. XIX. (Dutens, IV, iii, 377; Klopp, IV, 88-89.)
- (393) キールケもライプニッツの「相対的主権観念」(ein relativer Souveränitätsbegriff) を強調している。Gierke, a.a.O., S.178-179.
- (394) *De jure suprematus*, Ad lectorem. (Dutens, IV, iii, 333; Klopp, IV, 13.)
- (395) “Suprematus”の存否とは直接関連付けられていないが、それに関わる客観的基準の不存在という点では、次のようなライプニッツの議論も同様である。即ち、彼は「オランダはドイツ帝国とは十分に正しく対照されない」とし、その理由として、「我々の帝国の紐帯はより緊密であるような何ものかである」ことや「我々の諸侯の『権能』はオランダの個々の州 (provincia) (それらには、戦争の権利、平和の『権利』、同盟の『権利』、使節の『権利』が我々の『諸侯』よりもかなり少なく付与されている。)の権能 (potestas) よりも大きいと見られる」ことを挙げてゐる。(De jure suprematus, cap. XI. (Dutens, IV, iii, 360; Klopp, IV, 58.) そして、そこには何等の客観的基準も示されていなければならない。
- (396) *Le Portrait du Prince*. (Klopp, IV, 461.)
- (397) 尚、(前章第一・二節において確認されたように) ライプニッツの国家理論は、一方において、「自然的社会」を論じるものでありながら、他方において、契約論的な観念をも含むものであるが、この一節では後者の側面が明確にはされていない。したがって、「法による統治」という制約が契約論的論理に基づくものであるのか、それとも、君主の自発的な意思に基づくものであるのかについては、理論的には何れとも断定され得ないのである。
- (398) *Le Portrait du Prince*. (Klopp, IV, 481.)
- (399) *Le Portrait du Prince*. (Klopp, IV, 463.)
- (400) *Le Portrait du Prince*. (Klopp, IV, 480.)
- (401) *Le Portrait du Prince*. (Klopp, IV, 480.)

- (40) ネイマンは、『*Suprematus* 論』と『肖像』の関係について、次のように論じている。「諸侯の“sovereignty”の弁護〔即ち、『*Suprematus* 論』の公刊〕の二年後に、『肖像』という表題の新たな著作において、ライプニッツは、言わば“sovereignty”の対照物 (counterpart)」、即ち、「正義に奉仕する義務の記述に乗り出した。」Nijman, *op.cit.*, p.69.
- (403) Schneider, “Leibniz”, S.217.
- (404) 国家権力の法律による拘束という点は、法治国家の理念に通ずる。ライプニッツは或る書簡(一七〇六年八月一日付)において、自らが「至高の理性の諸原則 (les principes d'une souveraine raison) に立つ」と述べた上で、「法律 (loix [sic]) に従って統治する諸君主 (Princes) は、通常、最大の、或いは少なくとも、最も耐久性のある権威 (autorité) を有する者達である」とし、これに関連してイングランドの慣行を称揚している。つまり、ライプニッツは法治国家の理念について自覚していたのである。Epistola (Daenami), (Klopp, IX, 229-233) (引用部分は各々二二九頁及び二三二頁。)
- (405) ライプニッツは、「国家 (civitas) にひびく “majestas” にひびく、そして国家 (Respublica) の形態については、全てが無数の書物に反響している」のに対して、“*Suprematus*” にひびく論じようとする者には「よき著作者達の援助が欠如している」としている。De jure suprematus, cap.IX, (Dutens, IV, iii, 356; Klopp, IV, 51.)
- (406) そのような異議及び反論については、次の文献を見よ。Steiger, “Supremat”, S.158-165. シュタイガーは、「“*Suprematus*” 理論が」学術的文献における活発な反応を惹起した」と総括する。Ebenda, S.166.
- (407) それは、ウエストファリア条約によって帝国等族に承認されたとされる「領域権」(Jus territoriale) であっても同様であって、それは従来の帝国国制に従った観念なのである。この点については、前掲拙著「一七六一―一八四頁を見よ。
- (408) ライプニッツは、“*Suprematus*” についての論者達が「古き事柄」(vetera) に目を向けており、「最近の事柄」(recentia) に無関心である旨を指摘している。(De jure suprematus, cap.IX, (Dutens, IV, iii, 355; Klopp, IV, 49)) 然れら「最近の事柄」とは、ウエストファリア条約により確認され、或いはもたらされた帝国等族の諸権利や状況を指すものと解される。

- (409) “Respublica nihil aliud sit, quam familiarum aut collegiorum sub unum et idem imperium subiecta multitudo.”
I. Bodinus, *Methodus ad facilem historicarum cognitionem* (1566), p.160. (本稿執筆に際しては、同書の16650年(アムステルダム)版のリプリント版 (Scientia Verlag, Aalen, 1967) を使用した。)
- (410) Th. Hobbes (N. Malcolm (ed)), *Leviathan, or the Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth Ecclesiasticall and Civill* (1651) (Part II, Chapter xviii, §12) (Oxford, 2012) vol.II, p.278. これに続いてホッブズは「主権的権能が分割される」との主張をロホン＝ウエールの本質に反するものとして反論している。
- (411) *De jure suprematus*, cap.XIX. (Dutens, IV, iii, 377; Klopp, IV, 88-89.)